

# 長野県森林づくり県民税に関する基本方針

令和 4 年 11 月  
長 野 県

# 目 次

1	長野県森林づくり県民税に関する基本方針	…	1
2	森林づくり県民税活用事業（別紙）	…	15
3	資料編	…	21

# 長野県森林づくり県民税に関する基本方針

この基本方針は、「長野県森林づくり県民税」（以下「森林税」という。）が令和5年3月で課税期限を迎えるに当たり、改めて超過課税の必要性等を検討し、県の考え方をまとめた基本方針案（令和4年9月22日公表）を基に、県議会9月定例会やパブリックコメント、県民説明会等を経て、最終的にとりまとめたものである。

## 1 これまでの森林税の取組

森林<sup>※1</sup>の持つ多面的な機能<sup>※2</sup>を維持・増進させるため、これまでの財源では十分に対応できなかった里山における間伐等を集中的に推進するために森林税を導入し、平成20年度から事業を実施している。

※1 森林：森林法第2条第1項第1号及び第2号に定められている「木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹」「木竹の集団的な生育に供される土地」

※2 多面的な機能：県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

### (1) 第1期（H20～H24）及び第2期（H25～H29）の取組状況について

- 第1期及び第2期において集中的に取り組んだ里山の間伐については、平成20年度から平成29年度までの10年間（平成30年度への繰越分を含む）の実施面積は31,964ha（計画の83%）であり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

【森林税を活用した間伐面積の推移】

（単位：ha）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	—	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	1,782	1,112	31,964

※H29からの繰越分

- 第2期（平成25年度から平成29年度）では間伐材を搬出して活用を推進するための支援を新たに実施したが、対象を県内施設で活用されるものに限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない作業道の整備が支援対象外であったことなどにより搬出が進まなかった。このため、平成29年度から県外施設も支援対象となるよう制度を見直し、間伐材搬出材積の5年間（平成30年度への繰越分を含む）の実績は23,996m<sup>3</sup>（計画の約120%）となった。

【森林税を活用した間伐材搬出材積の推移】

（単位：m<sup>3</sup>）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	—	20,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470	9,613	7,094	23,996

※H29からの繰越分

### (2) 第3期（H30～R4）の取組状況について

第3期からは、これまでの森林所有者や林業事業者による里山の間伐に加え、地域住民による里山の管理・利用といった新しい仕組みを開始した。また、ライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備など人々の生活に身近な森林の整備、子どもの居場所や多くの県民が木の良さを体感できる施設の木質化、森林の多面的利活用を推進する人材育成、学校林や「信州やまほいく」認定園のフィールド整備など、用途を拡げて幅広く森林づくりの取組を進めてきた。

#### ア 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命・財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題である。このため、第2期までに未整備であった里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して人家など保全対象に近く山地災害の危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施した。
- また、間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、作業道整備を含めて、間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う搬出間伐を実施し、災害時に間伐材が流出するリスクの低減を図った。

- ・ 防災・減災のための里山整備（間伐）については、面積当たりの搬出材積の増嵩による単価上昇や、木材搬出のための作業道整備を実施したことに伴う1箇所当たりの作業量の増等の要因により、計画の4,300haに対し令和4年度末までで2,800ha程度の実績となる見込みである。

【防災・減災のための里山整備（間伐）の実施状況】 (単位：ha)

年度	H30	R元	R2	R3	R4見込	実績見込計	H30～R4計画
実績	115	803	808	636	444	2,806	4,300

(参考) 間伐の内容等

年度	H30	R元	R2	R3	R4見込
保育間伐 (ha)	102	709	602	426	444
搬出間伐 (ha)	13	94	206	210	
搬出材積 (m3)	521	7,955	12,029	14,355	－
作業道整備 (m)	0	18,840	28,115	25,676	－

- ・ 里山等の整備に関しては「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき県が認定する「里山整備利用地域」の地域数が、第3期開始前の5地域から105地域（令和4年10月末時点）にまで増加するとともに、こうした地域における住民協働による里山の整備に必要な作業道整備や資機材の導入、遊歩道の整備等を支援し、資源の利活用による里山の整備を進めた。
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど水害の発生要因となるおそれがある危険木、枯損木等の除去などの河畔林の整備やライフライン沿いの危険木の伐採を行った。

#### イ 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

- ・ 間伐材等を身近な環境で積極的に利活用し、木と触れ合う機会を提供するため、幼稚園や保育園といった子どもの居場所の木造・木質化、観光地における道路等の公共サインの整備、多くの方が利用する県有施設や民間施設の木質化を実施・支援した。
- ・ 木材の地消地産を推進するため、薪を流通させるための仕組みづくりや、松くい虫被害木などの里山資源をバイオマスエネルギーとして活用する取組を支援した。

#### ウ 森林づくりに関わる人材の育成

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、里山を整備・利用する地域活動のコーディネートや技術指導を行う人材の育成等を行った。
- ・ 本県の森林セラピーの利用を促進するためのセラピー基地の整備やコーディネーターの育成、豊かな自然を活かした自然教育、野外教育を推進するための教育プログラムの開発と指導人材の育成を行った。

#### エ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、全国的にも保有率の高い学校林の整備や、県独自の制度である「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」による認定園のフィールドや施設整備を支援した。
- ・ 主要道路や鉄道周辺、観光地のビューポイントなどにおいて、地域の景観に適した街路樹や森林の整備を行った。また、市町村や民間団体が行うまちなかの緑地整備を支援した。

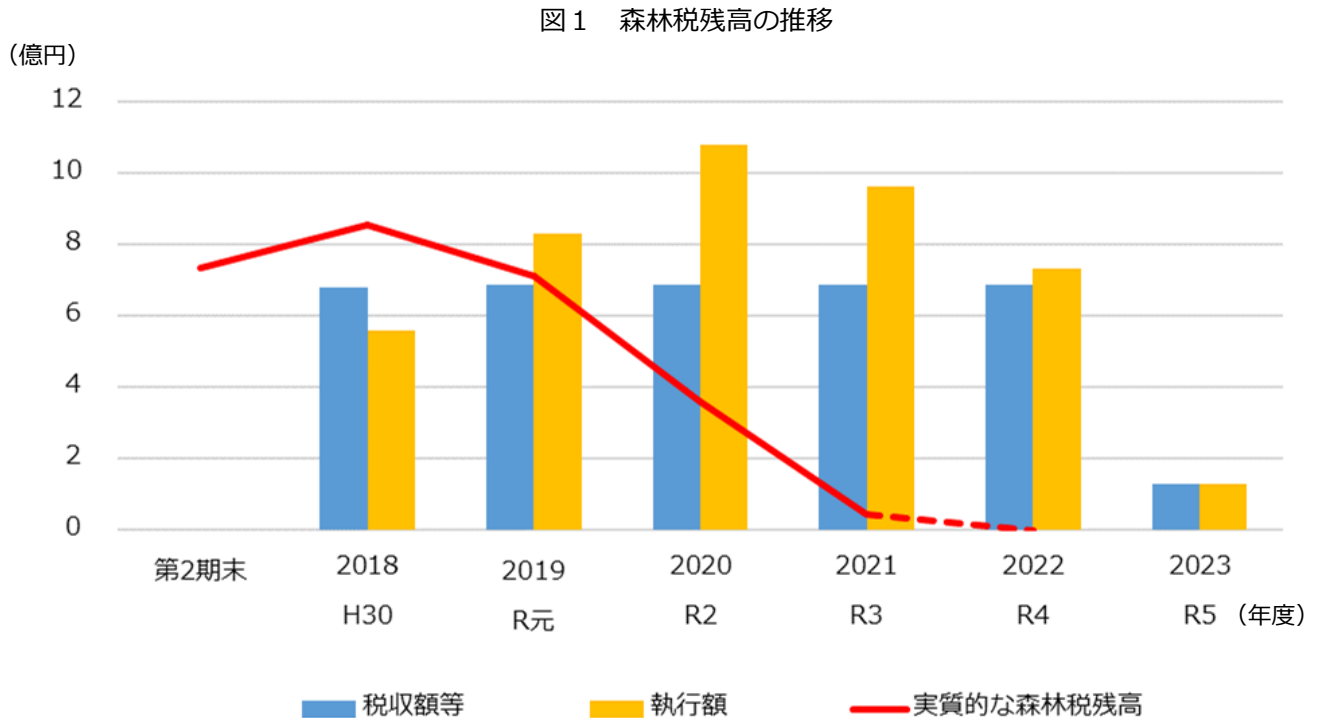
#### オ 市町村に対する財政調整的視点での支援（森林づくり推進支援金）

- ・ 第3期は0.9億円／年を市町村に配分し、森林に関する各地域の様々な課題解決のために市町村が独自に行う取組を支援した。
- ・ 実施内容については県下10地域の「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）において検証し、県ホームページで公表している。

### (3) 森林税残高\*

第3期において活用の使途を拡大し、令和元年度から令和3年度にかけて単年度税収額を上回る執行額となったことから、令和4年度末にほぼゼロとなる見込みである。【図1】

※森林税残高は、森林づくり県民税基金（以下「基金」という。）残高に翌年度への繰越額を加えた金額であり、翌年度に活用可能な森林税の残高



※最終の法人税収が令和5年度となるため、令和5年度に当該税収分の事業実施を計画

### (4) 第3期の取組の評価（令和4年11月8日第3回みんなで支える森林づくり県民会議で報告）

第3期森林税を活用した取組として、里山整備利用地域の認定地域数が100を超えるなど地域主体で里山を活用する取組が県内各地で広がったほか、ライフライン対策や河畔林整備などの危険木の除去等の取組については、地域からの要望を踏まえ、一定の成果を上げた。また、信州やまほいく等のフィールド整備や観光地の景観整備といった新しい森林の利活用の取組については全体的に実績が伸び、第2期末に残った残高も有効に活用しながら、多様な県民ニーズに応え、幅広い森林づくりの取組を進めることができた。

一方、防災・減災のための里山整備（間伐）については、5年間で2,800haを実施する見込みであるが、搬出間伐など単価の高い取組の増加により目標に達しておらず、速やかな実施が必要となっている。

## 2 森林税に関する意見等の状況

### (1) みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）及び地域会議における意見等

#### ア 県民会議での意見

〔令和4年5月18日、8月29日〕

- ・ 森林の整備には財源が必要。森林税は続けてほしいが、新しい時代に沿った使い方、運用の仕方の構築を。
- ・ 森林税事業で行っている人材育成は5年間の進捗率が非常に低いので、事業構築が妥当かどうか考える必要があるのでは。次期森林税があるとするれば、事業体の増加に繋がるような事業構築を考えていただきたい。
- ・ 主伐しても再生林が追い付かないという話も聞かすが、森林税の在り方として、防災・減災の観点から生命や林業自体を守ることのみならず、将来のための投資として使っていくことに主眼を置くべきでは。
- ・ 日本は緑が豊かであり、森林は財産。これを国家としても、地域としても有効利用して資産として運用していくことが重要。CO2の吸収の観点からみても森林は大変有効。森林税は新たな視点や目標を据えて継続を

お願いしたい。

- ・ 再生林の加速化について、ゼロカーボンに加え木材資源の有効活用のための適期の利用という観点も入れてもらいたい。
- ・ 市町村と連携した課題解決の支援では、特に市町村から要望の高い取組について県民の理解を得ながら、予算を重点配分いただきたい。
- ・ 森林税、森林環境譲与税だけでなく、他財源を含めた全体像を見る中で、県として取り組む内容を明確にして進めていくことが重要

〔令和4年11月8日〕

- ・ 再生林面積を5年間で段階的に引き上げていく計画だが、植栽する苗木や下刈り・獣害対策等の担い手は足りるのか。
- ・ 森林サービス産業には私たちの知らない面白い取組もあると考えられるので、支援して新たな森林の活用方法を広げてほしい。
- ・ 多様な林業の担い手や森林・林業の理解者の裾野の拡大と移住施策には親和性があるので、市町村等と連携して施策を進めてほしい。
- ・ 新規就業者の受入団体には緑の雇用の支援があるが、就業者本人への住居手当などの支援について検討してほしい。
- ・ 森林税や活用の認知度を上げるために、地域のCATVの活用や住民参加型の取組を行うなどの工夫をしてほしい。

#### イ 地域会議での意見

- ・ 浸透してきた森林税をぜひ継続していただきたい。
- ・ 里山整備事業では小面積でも整備ができることから、県民参加で里山を整備していく機運が高まっている。こうした整備を継続することが、人が山に入って手入れをすることにつながるため、ぜひ森林税の継続をお願いしたい。
- ・ 森の恩恵を次世代に繋げるためにも主伐・再生林を進めることは重要。森林税はぜひ継続してもらいたい。
- ・ 森林に携わる担い手の育成や、次世代を担う子どもたちに森林や自然の大切さを学ぶ機会を設けることに森林税を活用していくことは良いこと。

## (2) 市町村

〔長野県市長会要望〕（令和4年5月）

課税期間が令和4年度までとなっている森林税について、森林税を活用した防災・減災のための里山整備が当初の目的に達しておらず、また、地域からの要望が多い観光地等の景観整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など課題解決のためにも継続して取り組む必要があることから、令和5年度以降も森林税を継続するよう要望

〔長野県町村会要望〕（令和4年11月）

森林税事業について、危険木除去の回数制限緩和や里山の竹林整備など町村固有の課題に柔軟に対応するため、町村の意見を反映するとともに、必要な財源を確保するよう要望

〔市町村説明会〕（令和4年10月オンライン開催）

- ・ ライフライン保全対策については、全県的に要望が多いことから実情を踏まえた予算の検討をお願いしたい。
- ・ 再生林の加速化の取組については地域的な偏りが予想される。実施する中で、予算配分の見直しが必要では。

## (3) 県議会

〔令和4年6月定例会農政林務委員会 委員長報告〕

森林税に関しては、来年度以降の継続も視野に入れて検討を深めるとの説明があった。委員からは、森林税の成果を十分に検証することを求める意見や、森林整備等を一層推進すべきとの意見が出された。

[令和4年9月定例会農政林務委員会 委員長報告]

事業費の妥当性や森林環境譲与税との関係性の整理、担い手の確保に向けた取組について丁寧に説明するとともに、森林の若返りに必要な主伐・再造林を加速化させるために新しく設ける補助制度の効果と狙いや、これまでの森林税の実績なども含め、森林を所有していない県民にも森林税の必要性について理解が得られるよう説明すること。

#### (4) その他関係団体からの意見等

[長野県林業団体協議会] (令和4年2月)

森林税活用事業については、これまで3期の取組で里山を中心に県内の森林整備が進んできているものの、防災・減災のための森林づくり、県民生活に身近な森林の整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など、依然として取組の継続・強化が必要なことから、令和5年度以降も森林税を継続することを陳情する。

[長野県林業振興研究会\*] (令和4年9月) \*県議会議員、長野県森林組合連合会、長野県木材協同組合連合会等で構成

森林税活用事業については、これまでの取組で県内の森林整備の計画・実施が進んでいるが、予算の関係等から計画した事業が実施できないケースも一部で出ており、依然として防災・減災のための森林づくりなどを含めて事業実施の必要性が高いと考えられるので、森林税の継続をお願いする。

#### (5) 森林税アンケート調査結果 (抜粋)

ア 調査期間

令和4年7月末から8月末までの約1か月間

イ 調査対象及び回収状況

	調査対象	回収数	回収率
県民	3,030人	1,008人	33.3%
企業	616社	272社	44.2%

#### 令和5年度以降の森林税の継続の是非

県民の7割弱、企業の約8割が継続に賛成

(単位：%)

区分	継続賛成			小計	継続すべきではない	分からない 無回答
	現行のまま継続	新しい取組内容を加えて継続	全く新しい取組として継続			
県民	24.2	38.6	3.6	66.4	7.6	26.0
企業	40.1	38.2	0.7	79.0	2.6	18.4

#### 森林税を活用した大切な取組

18項目の選択肢のうち、県民及び企業が大切な取組と考える上位4項目は以下のとおり。

(単位：%)

選択肢	県民		企業	
	順位	割合	順位	割合
防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	①	73.0	①	80.5
道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	②	53.4	③	46.7
二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫(伐採)後の森林に再び木を植えるといった取組	③	43.5	②	53.3
洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	④	40.6	④	44.1

## 森林税を継続した場合の金額

県民の6割超、企業の約7割が現在の額と同じ額を負担することができると回答

【県民】		【企業】	
(単位：%)		(単位：%)	
選択肢	割合	選択肢	割合
現在の金額と同じ500円	63.0	現在の金額と同じ5%	71.6
1,000円	21.3	わからない	12.3
1,000円よりも多くても負担できる	5.2	3%	6.5
わからない	4.6	10%	5.0
300円	3.3	10%よりも多くても負担できる	3.1
100円	1.6	1%	1.1
負担することはできない	0.9	負担することはできない	0.4
無回答	0.2	合計	100
合計	100		

### (6) 県民説明会

ア 開催日等

開催日	時間	開催場所	参加者数 (うちオンライン視聴)
令和4年10月8日(土)	13:00~14:40	長野県長野合同庁舎5階会議室	55名(30名)
令和4年10月11日(火)	18:30~20:00	長野県松本合同庁舎講堂	104名(25名)
令和4年10月16日(日)	13:00~14:40	佐久大学6号館1階6101講義室	70名(21名)
令和4年10月19日(水)	18:30~20:00	長野県伊那合同庁舎講堂	81名(37名)
計			310名(113名)

イ 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について：資料編別紙1のとおり

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminze/dai4kikihonhoushin.html>

(11月22日、県ホームページで公表)

### (7) パブリックコメント

ア 実施期間：令和4年9月22日(木)～10月21日(金)

イ 意見提出者数：39名(延べ121件)

区分	人数
森林税の継続に賛成、または継続を前提とした取組などについて御意見等を述べられた方	28
森林税の継続または基本方針案の内容に反対の御意見を述べられた方	4
その他の御意見等をお寄せいただいた方	7
計	39

ウ 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について：資料編別紙2のとおり

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminze/dai4kikihonhoushin.html>

(11月22日、県ホームページで公表)



### 3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について

本県は、県土の8割を森林が占める全国有数の森林県である。先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など私たちの暮らしにとって重要な役割を果たす貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが必要であると考えます。

今や一刻の猶予も許されない2050年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林は大変重要な役割を果たしている。こうした森林の整備を進め、生産される木材を適切に利用することが、林業振興や森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る上でも、更に重要となっている。

本県の民有林人工林は、約8割が50年生を超えて育てる時代から利用の時代を迎える一方、年間の立木成長量が衰える高齢林の割合が増えることにより森林全体の年間の二酸化炭素吸収量が今後減少することが避けられない状況である。利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、主伐・再造林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくとともに、県民の暮らしの様々な場面で木材の利用を進めることが重要である。また、局地的な豪雨が頻発する中、防災・減災を図るために必要な里山の間伐などの整備に引き続き取り組むことが必要である。

更に、新型コロナウイルスの感染拡大による地方回帰の動きによる関係人口の増や、生活様式の変化などに伴う多様な働き方といった視点も含めた林業人材の確保育成、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくりやまちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。

特に、「人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林」である里山は、その地域の人々にとって農山村の暮らしの中で山菜取りやきのこ取り、落葉落枝の採取の場などとして大切に利用されてきた。一方、生活様式の変化等により森林と人との関係が希薄になる中で、里山においても森林の手入れが行われず荒廃が進んでいること、県土保全といった森林の防災機能等の低下が危惧されていることから、多種多様な森林と人の関係を今日的なかたちで取り戻し、保全を図りながら、その恵みを次世代に引き継ぐ取組を進めていくことが必要である。

今年度実施した県民アンケートにおいては、森林税を活用した場合の重要な取組として、「防災・減災の観点からの里山の間伐」や「ライフライン沿いの危険木等の除去」、「二酸化炭素の吸収能力を発揮させるため、伐採後の森林に再び木を植える」といった取組等の回答が上位を占めている。

こうした状況を踏まえ、森林税を活用し、次の観点からの取組を推進することが重要と考える。

#### (1) 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- 2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の約8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、若い森林に更新する再造林を加速させる。

##### 【適正な主伐と確実な再造林に当たって】

森林税を活用した再造林の取組を進めるに当たり、市町村と連携して、森林所有者や林業事業者と以下の留意点について共有し、必要な対策を講じていく。さらに、森林税活用事業も含め、適正な主伐・再造林を進めるための基準となる「長野県主伐・再造林ガイドライン（仮称）」を令和4年度中に定め、今後の森林整備が、災害リスクの増大、景観等をめぐり周辺住民とのあつれきを生じさせることがないように最大限の対策を講じていく。

##### ①事業の適切な実施（施業地や施業方法など）

- 市町村森林整備計画によるゾーニング等のうち「林業経営に適した森林」での事業実施
- 過伐防止等のルールが規定されている森林経営計画による伐採や造林等に基づいた施業
- 「長野県主伐・再造林ガイドライン（仮称）」に適合した施業

##### ②周辺環境との調和（土砂災害等の防止や景観等への配慮）

- 伐採前の事前の計画提出により、周辺環境との調和などの観点をチェック

##### ③林業事業者に対する支援

- 上記①、②に関する取組の確実な実施に向け、林業事業者に対する事務、技術両面での支援について検討

- ・ 第3期終了後に未整備で残る見通しである、防災・減災のために整備が必要な里山の間伐（約1,500ha）について、引き続きその整備に取り組む。

## (2) 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- ・ これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を進める。
- ・ 多くの方が利用したり、目に触れたりすることのできる施設等について木造・木質化を推進する。
- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、学校林や「信州やまほいく」認定園におけるフィールド整備等を支援する。
- ・ 県民が緑をより身近に感じられるよう、まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進する。

## (3) 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

- ・ 企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援する。
- ・ 森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援する。

## (4) 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

第3期まで実施していた市町村への定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援する。

- ・ 交通、電気、通信等のライフラインを保全するための支障木や危険木の伐採
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となるおそれがある河川沿いの支障木や危険木の伐採
- ・ 観光地の景観を保全するための支障木の伐採による整備や野生鳥獣による被害防止のための緩衝帯整備
- ・ 松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用の取組

なお、第3期との主な相違点は以下のとおり。

### ○ 今後の森林整備等の重要性に鑑み追加する事業

- ・ 森林資源の有効活用と更新のための再生林の加速化
- ・ 県民が広く利用できるような里山の仕組みづくり
- ・ 森林の多面的利活用や多様な林業の担い手の確保支援

### ○ これまでの取組の達成状況及び森林環境譲与税との関係等を考慮して見直す事業

- ・ 河畔林整備事業（県事業分）
- ・ 道路への倒木防止事業（県事業分）
- ・ 自然教育・野外教育推進事業
- ・ 県産材公共サイン整備事業
- ・ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業 → 「森林サービス産業など森林の多面的利用の支援」等において対応
- ・ 森林づくり推進支援金 → 定額配分を見直し地域において必要度の高い事業をメニュー化

## 4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

### 1 森林環境譲与税の法律上の使途

森林環境譲与税は、平成31年度にスタートした森林経営管理制度（所有者の施業意思がない森林を市町村が主体となり森林整備を実施する制度）を踏まえ、森林整備等に必要な地方の安定財源として、国から市町村へ譲与が開始された。その使途については、法律上、森林整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の

有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないと規定されており、市町村は法律に基づき地域の実情を踏まえた施策に活用している。

## 2 森林税と森林環境譲与税を活用した施策の基本的視点

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町村がそれぞれの役割に応じて、また適切に連携しながら施策を推進することが重要である。

そこで、森林税の検討にあたり、両税の活用施策に係る基本的な視点等を表1、表2及び図2のとおり整理した。

表1 森林税と森林環境譲与税の活用施策に係る基本的な視点

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
<p>今後5年間で集中的に取り組むべき喫緊の課題への対応を目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全県で政策的・先導的に取り組むべき施策</li> <li>・ 森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策</li> <li>・ 県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができきる施策</li> </ul>	<p>（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって）</p> <p>市町村が主体となり、これまで森林所有者による手入れがされてこなかった森林の管理を持続的に進めることに主に活用</p>

表2 森林税と森林環境譲与税の整理※

森林税活用事業			森林環境譲与税を活用した市町村の取組例
柱	事業	概要	
I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり	再造林の加速化	林業経営に適した森林における再造林の加速化	－
	防災・減災のための里山整備	林業経営に適さないが、所有者が管理する里山において所有者等が実施する、防災・減災のための間伐	森林所有者が管理できない森林において市町村が実施する間伐等
II 森や緑、木のめぐりに親しむことのできる環境づくり	県民が広く親しめる里山づくり	地域住民等が管理する里山において、森に親しむことを目的とした森林づくりやそのための仕組みづくり	－
	広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する公有・民間施設の木造・木質化等	主に市町村の住民が利用する施設の木造・木質化
	やまほいくのフィールドや学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備や学校林の整備	－
	まちなかの緑、街路樹の整備	街の中での緑化や街路樹の整備	－
III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援	森林サービス産業など森林の多面的利用の支援	森林の健康利用や観光利用等に取り組む団体や人材等への支援	－
	多様な林業の担い手の確保・育成	林業に関わる人材の裾野拡大や、多様な林業の担い手への支援	林業の中核的担い手である事業者やそこで従事する人材への支援
IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決	ライフライン等保全対策	ライフラインや河川、観光地の保全等を目的とした支障木や危険木の伐採	森林の整備を主眼として面的に実施する間伐や除伐等
	河川沿いの支障木等伐採		
	観光地の景観整備		
	緩衝帯整備	鳥獣被害防止のための森林と里地間の緩衝帯整備（藪刈り等）	
	病虫害被害対策	松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用取組	森林内の樹木を対象とした被害木等の伐採、くん蒸、薬剤散布

※上記の記事については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするため整理したものであり、森林環境譲与税の使途については上記以外も含め「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に規定されている。



図2 森林等における森林税と他財源との整理イメージ

森林税は、

- ・全県で**政策的・先導的**に取り組むべき**施策**（再造林の加速化など）
- ・森林等に関連した県民の**暮らしの向上**につながる**施策**（ライフライン保全対策、観光地の景観整備など）
- ・県民が**森林や緑の恩恵**を身近に感じることができる**施策**（広く親しめる里山づくり、まちなかの緑・街路樹の整備など）  
に活用



## 5 今後の森林税のあり方について

森林税のあり方については、様々な観点から検討する必要があることから、「3 森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」や「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」に加え、県の財政状況も考慮し、課税期間や税率について検討を行った。

### (1) 県の財政状況について

県では、森林税導入の1年前に、「長野県行財政改革プラン」（平成19～23年度）を策定して歳入確保・歳出削減の取組を進め、その後は「長野県行政・財政改革方針」（平成24～28年度）や「長野県行政経営方針」（平成29年度～）を踏まえ、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。

しかしながら、高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化に伴う県債残高の増加など、今後の県財政は引き続き厳しい状況が継続する見通しである。また、森林税導入以降、導入前の水準を上回る一般財源を充当して森林整備事業等を実施してきたところであり、再造林の加速化といった喫緊の課題に対応していくためにさらに追加的に一般財源を充当していくことは現時点では困難な状況である。

なお、県としては、今後も行財政改革の推進に一層積極的に取り組んでいく。

## (2) 課税期間及び税率等について

### ア 課税期間について

様々なケースの比較考察を行う前提として、超過課税を行うとする場合の課税期間について定めることが必要である。

課税期間を5年未満とする場合は、短期間で事業成果の検証を行うことができる反面、再造林の加速化等といった一定の期間を設け推進する必要がある取組に対し、十分な期間及び財源を確保することが困難となる。

また、10年間のように長期間とする場合には、十分な事業費を確保できる反面、短期間で集中的に行う必要がある事業の機動性を損なう可能性がある。

以上のことから、課税期間については5年間が適当であると考えます。

なお、森林税アンケート調査結果では、県民の6割弱、企業の約6割が現行どおりの5年間が適当であると回答している。

### イ 税率について

超過課税を行う場合には、超過課税により財源を確保しようとする事業の内容や規模、目標値等、納税者一人当たりの負担額などを示し、県民の理解を得ることが必要である。これを踏まえ、令和5年度以降の森林税の税率等について、次のような考え方により4つのケースについての比較検討を行った。

まず、「3 森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」記載の(1)から(4)までの取組（以下「必要な取組」という。）について、これまでの実績等を踏まえすべて実施する場合（ケース1）と、「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合（ケース2）、第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合（ケース3）について検討した。

また、令和4年度末の森林税残高はほぼゼロとなることが見込まれること、第3期分として令和5年度の歳入となる法人からの納付分が約1.3億円であることを踏まえ、今期限りで超過課税を終了し令和5年度以降は森林税を課税しない場合（ケース4）についても検討を行った。

#### (検討を行った4つのケース)

ケース1：これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合

ケース2：「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合

ケース3：第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合

ケース4：超過課税を行わない場合

各ケースについて、5年間で実施しようとする又は実施可能な主な事業と、そのために必要な税率等は、「ケースごとの比較表」に記載したとおりであり、以下、それぞれのメリット、デメリット等について述べる。

## 「ケースごとの比較表」

ケース	5年間で実施しようとする主な事業	必要な税率等
ケース1 これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合	<p>①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね15.6億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再造林の加速化(概ね2,900ha/5年間)</li> <li>・防災・減災のための里山整備(概ね1,500ha/5年間)</li> </ul> <p>②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね10.1億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が広く親しめる里山づくり(概ね90箇所/5年間)</li> <li>・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね75箇所/5年間)</li> <li>・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(概ね70箇所/5年間)</li> <li>・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね10箇所/5年間、概ね72km/5年間)</li> </ul> <p>③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援（概ね2.6億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林サービス産業など森林の多面的利用の支援(概ね50PJ/5年間ほか)</li> <li>・多様な林業の担い手の確保・育成(多様な林業に関わる新規就業者数 概ね200人/5年間)</li> </ul> <p>④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね13.6億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン等保全対策(概ね150箇所/5年間)</li> <li>・河川沿いの支障木等伐採(概ね70箇所/5年間)</li> <li>・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね290箇所/5年間)</li> <li>・病虫害被害対策(被害木処理 概ね12,000m<sup>3</sup>/5年間、枯損木利活用 概ね22,600m<sup>3</sup>/5年間)</li> </ul> <p>⑤普及啓発、評価・検証（概ね0.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発等</li> <li>・県民会議、地域会議の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">[合計:概ね42.4億円]</p>	<p>・税率： 個人617円相当<sup>※1</sup> 法人均等割の 6.2%相当</p> <p>・税収：42.4億円</p>
ケース2 「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合	<p>①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね15.6億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再造林の加速化(ケース1と同)</li> <li>・防災・減災のための里山整備(ケース1と同)</li> </ul> <p>②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね6.8億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が広く親しめる里山づくり(概ね50箇所/5年間)</li> <li>・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね55箇所/5年間)</li> <li>・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(ケース1と同)</li> <li>・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね10箇所/5年間、概ね52km/5年間)</li> </ul> <p>③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援（概ね2.6億円）</p> <p>ケース1と同</p> <p>④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね9.0億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン等保全対策(ケース1と同)</li> <li>・河川沿いの支障木等伐採(ケース1と同)</li> <li>・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね200箇所/5年間)</li> <li>・病虫害被害対策(被害木処理概ね5,400m<sup>3</sup>/5年間、枯損木利活用概ね10,000m<sup>3</sup>/5年間)</li> </ul> <p>⑤普及啓発、評価・検証（概ね0.4億円）</p> <p>ケース1と同(事業規模一部調整)</p> <p style="text-align: right;">[合計:概ね34.4億円]</p>	<p>・税率： 個人500円 法人均等割の5%</p> <p>・税収：34.4億円</p>
ケース3 第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合	<p>①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね4.3億円）</p> <p>防災・減災のための里山整備(概ね1,500ha/5年間)のみ</p> <p>⑤普及啓発、評価・検証（概ね0.4億円）</p> <p>ケース1と同(事業規模一部調整)</p> <p style="text-align: right;">[合計:概ね4.7億円]</p>	<p>・税率： 個人68円相当<sup>※1</sup> 法人均等割の 0.7%相当</p> <p>・税収：4.7億円</p>
ケース4 超過課税を行わない場合	<p>○「防災・減災」のための里山等の整備（第3期事業として）（概ね1.2億円）</p> <p>防災・減災のための里山整備(概ね430ha)</p> <p>○森林税の評価・検証（第3期事業として）（概ね0.1億円）</p> <p>県民会議、地域会議の開催</p> <p style="text-align: right;">[合計:概ね1.3億円]</p>	<p>・税率：－</p> <p>・税収：1.3億円<sup>※2</sup></p>

※1：地方税法上、原則地方税額の単位は百円であり、百円未満の端数があるときは切り捨てることとなっているが、本ケースでは実施しようとする事業の規模に合わせて税率を想定した。

※2：R4法人均等割の分であり、R5年度の歳入となる。

### ○ ケース 1 について

これまでの実績等を踏まえ、必要な取組をすべて実施する案であり、「防災・減災のための里山整備」はもとより、「再生林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りや、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策を幅広く行うことができる。

一方、42.4 億円という財源はこれまでの税収の約 1.23 倍に相当する金額であり、県民負担を従前より増加させることについては慎重に考えなければならない。

### ○ ケース 2 について

ケース 1 と同様に「防災・減災のための里山整備」に取り組みつつ、「再生林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りに注力するとともに、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策についても対応することが可能である。

ケース 1 と比較し、県民が広く親しめる里山づくりや広く県民が利用する施設等の木造・木質化等、市町村と連携した森林等に関連する課題解決の支援について、必要な取組内容を見直し、箇所を選択して取り組むことが必要となるが、現行税額の規模で喫緊の課題等に取り組むことができる案であると考えられる。なお、森林税アンケートにおいては現行の税額を負担できると考えている割合が、県民で約 6 割超、企業では約 7 割となっている。

### ○ ケース 3 について

「防災・減災のための里山整備」について、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の整備を行うものの、それ以外の取組は森林税では行わない案である。県民負担は少なくなるが、喫緊の課題である再生林の加速化による森林の若返り促進等に取り組むことができない。また、県民へのアンケート結果では、森林税を継続するとした場合「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」とする意見が最も多く、これに「現在の取組内容のまま継続すべき」とする意見を加えると 6 割を超える結果となった。企業へのアンケート結果においても最多の「現在の取組内容のまま継続すべき」と次点の「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」の計は約 8 割に達している。

これらの意見を鑑みると、当該案は県民の期待に十分に応えうる案ではないと考えられる。

### ○ ケース 4 について

超過課税を令和 4 年度で終了する案である。この場合、令和 5 年度の歳入となる令和 4 年度分の法人均等割（約 1.3 億円）のみで事業を実施することになり、「防災・減災のための里山整備」を主に実施した場合でも約 430ha の整備に留まると想定され、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の多くが未整備のまま残ることが想定されるとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた施策など県として緊急に対応が必要な施策が推進できないこととなる。

なお、いずれのケースにおいても、県民会議や地域会議による森林税活用事業についての評価や検証に必要な経費を見込んでいる。

## ウ まとめ

県民が恵みを受けている森林の多面的機能を持続的に発揮させるために必要な取組の緊急性や重要性、森林環境譲与税など他財源との整理や県の財政状況、県民会議、県民アンケート、パブリックコメントにおける御意見などを考慮し、取組を実施した場合の必要額について精査した上で、これらの費用について広く県民の皆様へ超過課税として御負担いただくことが必要であり、令和5年度以降、以下のとおり森林税を継続することが適当であると判断した。

- 課税期間については令和5年4月1日からの5年間とする。
- 県民税均等割の超過課税方式により、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とする。
- 実施する事業の内容や概算事業費、目標値等については、別紙「森林づくり県民税活用事業」による。

## 6 取組を進めるにあたって

森林税は、県民の皆様へ標準税率を上回って御負担いただく超過課税であることから、その必要性や活用事業の内容などについて、県民説明会及び市町村説明会などを開催し、御意見をお聴きする機会を設けるとともに、パブリックコメントを行い、広く県民の皆様から御意見を募集した。その結果、再生林の加速化や多様な林業の担い手の確保・育成の取組について特に御意見が多く寄せられたところである。

これらの御意見などを踏まえ、今後は次の点に留意し取組を進めていく。

- (1) 再生林の加速化の推進に当たっては、林業経営に適した森林のゾーニング、適正な主伐と確実な再生林、優良な苗木の確保、再生林のみならず下刈りや獣害対策といった初期保育の担い手の確保など、運用面の各分野で必要な対応を整理し、計画的、段階的に進捗を図っていくこととする。なお、主伐・再生林については林業生産活動の一つであるものの、多くの地域で長期間行われていなかったこともあり、特に人家や道路等に近接した場所は景観が大きく変化し、地域住民に強い印象を与える可能性もあることから、事業者において再生林後の成長に伴う森林の回復などについて地域の関係者に丁寧に説明が行われるよう促していく。
- (2) 取組を支える林業の担い手については、中核的な人材や多様な働き手を確保・育成するため、森林税に加え他財源も活用した各種の施策を検討・実施していく。
- (3) 森林税活用事業の実施にあたっては、適正な事業規模や手法となるよう、各事業の計画段階からチェックするとともに、技術的な支援も含め、事業効果が十分発揮され、県民の皆様へ森林税の効果を実感いただけるよう取り組んでいく。
- (4) また、毎年度あらかじめ事業の内容と目標を定めて公表し、年度終了後には、事業の実施状況等について検証と評価を行い、学識経験者等の御意見をお聴きし、その結果を公表していく。事業の検証は引き続き、副知事を会長とする庁内推進会議により行い、必要に応じて制度・事業の見直し等を行っていく。



## 森林づくり県民税活用事業

## 【主な補助率】

森林整備事業※1：「1 再造林の加速化」10/10※2

「2 防災・減災のための里山整備」9/10※2

「3 県民が広く親しめる里山づくり」9/10

※1 標準経費に対する補助率 ※2 国庫補助金の活用を含めた補助率

ハード事業（施設整備）：1/2（事業内容により1/3、2/3）

ソフト事業（人材育成、「3 県民が広く親しめる里山づくり」のうち協議会活動推進）：10/10

（上記以外）：3/4

## 【目標値、金額等】

5年間の概ねの数値、概算の金額を記載

## I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
1 再造林の加速化	再造林等への嵩上げ補助により主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化	再造林面積 2,900ha/5年間	37.7億円	11.3億円
2 防災・減災のための里山整備	土砂災害や流木被害等を防止するための里山の間伐等整備	間伐面積 1,500ha/5年間	8.3億円	4.3億円
計			46.0億円	15.6億円

## II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
3 県民が広く親しめる里山づくり	県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり	県民が広く親しめる里山整備利用地域の数 50箇所/5年間	3.2億円	2.8億円
4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する施設や子どもの居場所の木造・木質化等	木造・木質化等の箇所数 55箇所/5年間	3.2億円	2.0億円
5 やまほいくのフィールドや学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備支援	フィールド整備箇所数 40箇所/5年間	0.4億円	0.3億円
	学校林等の整備及び活動支援	学校林整備等の実施箇所数 30箇所/5年間	0.3億円	0.3億円
6 まちなかの緑・街路樹の整備	信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備	緑地整備箇所数 10箇所/5年間 緑地の保全延長 32km/5年間	1.4億円	0.9億円
	街路樹の整備	整備延長 20km/5年間	0.5億円	0.5億円
計			9.0億円	6.8億円

### Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
7 森林サービス産業など 森林の多面的 利用の支援	(1) 森林の健康利用や 森林環境教育、観光 利用等に取り組む団 体の活動支援 (2) 森林を活用した新 たなビジネスの起業 支援 (3) 森林(もり)の里親 契約の促進(企業と 地域のマッチング) (4) 森林セラピーやエ コツアーリズム等のガ イド、森林環境教育 等の指導者、里山管 理人材等の育成	森林サービス産業に取り 組む地域プロジェクト数 50プロジェクト/5年間	1.5億円	1.5億円
	(4)のうちエコツーリ ズムガイドの育成人数 25人/5年間	0.1億円	0.1億円	
8 多様な林業 の担い手の 確保・育成	(1) 森林・林業に関わる 人材の裾野拡大 (2) 他産業との兼業や 季節的な雇用など多 様な林業の担い手へ の支援	多様な林業に関わる新規 就業者数 200人/5年間	1.0億円	1.0億円
計			2.6億円	2.6億円

#### IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
9 ライフライン等保全対策	ライフライン沿いの支障木等伐採	整備箇所数 150 箇所/5年間	2.2 億円	2.0 億円
10 河川沿いの支障木等伐採	河川沿いの支障木等伐採	整備箇所数 70 箇所/5年間	2.2 億円	2.0 億円
11 観光地の景観や緩衝帯の整備	(1) 観光地の景観整備  (2) 鳥獣被害防止のための緩衝帯整備	(1) 観光地の景観整備 箇所数 100 箇所/5年間  (2) 緩衝帯の整備 箇所数 100 箇所/5年間	2.2 億円	2.0 億円
12 病虫害被害対策	森林以外のエリアなどにおける被害木の処理及び枯損木の利活用等の取組	被害木処理材積 5,400 m <sup>3</sup> /5年間 枯損木利活用材積 10,000 m <sup>3</sup> /5年間	4.2 億円	3.0 億円
計			10.8 億円	9.0 億円

#### V 普及啓発、評価検証

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
13 森林づくりを推進するための普及啓発、森林税事業の評価・検証	(1) 県民会議の運営など 森林税の普及啓発 (2) 事業の評価・検証	—	0.4 億円	0.4 億円

**合 計            68.8 億円            34.4 億円**

## ＜参考＞ 長野県地方税制研究会の指摘事項への対応

今回示した基本方針に関して、第2期森林税の課税期限を迎えていた平成29年当時に、長野県地方税制研究会から指摘のあった事項に対する対応状況を参考までに整理した。

### ア 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底

- ・ 本県の森林を取り巻く現状や課題を踏まえて、森林税を活用した事業について、その具体的な内容・規模、目標値、並びに森林環境譲与税との関係性、既存の事業との整理等について検討。併せて、課税期間や税率について、森林税を徴収しない場合等も含めて、ゼロベースで多角的に検討した。
- ・ 県民の皆様に対して十分な情報提供を行い、県民会議やパブリックコメント等を通じて御意見をお聞きした。

### イ 切捨間伐から搬出間伐への重点シフト（第2期の前提条件）の確実な履行

- ・ 第3期森林税において搬出間伐にシフトした里山整備については、引き続き、作業道整備を含めて、間伐作業と搬出作業を一体的に行うための支援を実施する。

### ウ 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明 ～事業規模拡大と税率引き下げの2オプション～

- ・ 第3期において用途を拡大し、令和元年度から令和3年度にかけて単年度税込額を上回って事業を実施したことにより、基金残高は令和4年度末にほぼゼロとなり、合理的に解消される見込み。
- ・ 森林税事業を実施した場合には、検証・評価事業を通じ進捗をチェックし、必要に応じ事業内容の見直しを行う。

### エ 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明

国庫補助事業を活用して森林税事業を実施する場合において、県の義務負担分には森林税を充当しない。

### オ 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善

- ・ 森林・林業に関する取組について、県民文化部、環境部及び建設部などと連携し部局横断的に活用して事業を実施するとともに、庁内推進組織として「森林づくり県民税活用事業推進会議」を設置し、森林税活用事業に係る進捗状況の検証、実績の評価等を実施する。
- ・ 県民会議や地域会議において情報を開示することに加え、県ホームページや広報誌、SNSによる情報発信等といった様々な手段を用いて広報を実施する。また、県民会議等については、林業関係者のみならず公募を含む様々な分野の方を構成員とし、検証を行う。

### カ 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善

～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

森林づくり推進支援金は、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、市町村において必要度の高い事業をメニュー化して実施する。

なお、長野県地方税制研究会については、以下の長野県ホームページを参照されたい。

[長野県公式ホームページ](#) > [暮らし・環境](#) > [県税・証紙](#) > [県税のあらまし](#) > [県税について](#) > [長野県地方税制研究会について](#)



# 【資料編】

## 目次

1	令和5年度以降の森林づくり県民税を活用した取組	…	23
2	長野県森林づくり県民税についてのアンケート〈個人・企業調査〉	…	30
3	アンケート調査票（抜粋）	…	45
4	長野県森林づくり県民税の取組（アンケートに添付した資料）	…	49
5	長野県森林づくり県民税に関する基本方針案に係る市町村説明会概要	…	53
6	長野県森林づくり県民税に関する基本方針案への御意見について		
	別紙1 県民説明会	…	55
	別紙2 パブリックコメント	…	67





# 令和5年度以降の森林づくり県民税を活用した取組

## 第3期

### I 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

①防災・減災のための里山整備
②ライフライン等保全対策、河畔林の整備
③県民協働による里山整備、地域活動推進
④里山整備のための集約化

### II 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

⑤施設の木質化、木工体験
⑥薪利用の仕組みづくり
⑦松くい虫などの枯損木の利活用

### III 森林づくりに関わる人材の育成

⑧里山を管理・利活用する人材の育成
⑨セラピー、エコツアー、自然教育等の多様な人材育成

### IV 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

⑩学校林、やまほいくのフィールド整備
⑪まちなかの緑地整備
⑫観光地での景観形成のための森林整備等
⑬セラピー、自然教育等のフィールド整備

### V 市町村に対する財政調整的視点での支援

⑭森林づくり推進支援金 ※廃止するが主な用途はメニュー化
------------------------------

### VI 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

⑮普及啓発、評価検証
⑯森林（もり）の里親
⑰CO2吸収の認証事業

## 次期

### I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり 15.6億円

① 新 1 再造林の加速化	11.3億円
2 防災・減災のための里山整備	4.3億円

### II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり 6.8億円

② 新 3 県民が広く親しめる里山づくり	2.8億円
4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	2.0億円
5 学校林や やまほいくのフィールド整備	0.6億円
6 まちなかの緑・街路樹の整備	1.4億円

### III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援 2.6億円

③ 新 7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援	1.6億円
④ 新 8 多様な林業の担い手の確保・育成	1.0億円

### IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決 9.0億円

9 ライフライン等保全対策	2.0億円
10 河川沿いの支障木等伐採	2.0億円
11 観光地の景観や緩衝帯の整備	2.0億円
12 病害虫被害対策	3.0億円

### V 13 普及啓発、評価検証 0.4億円

総計 34.4億円

# 令和5年度以降の森林づくり県民税を活用した取組の概要（詳細）

## I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

① 新 1 再造林の加速化
<input type="checkbox"/> 再造林等の高上げ補助により主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化
2 防災・減災のための里山整備
<input type="checkbox"/> 土砂災害や流木被害等を防止するための里山の間伐等整備

## II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

② 新 3 県民が広く親しめる里山づくり
<input type="checkbox"/> 県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり
4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等
<input type="checkbox"/> 県民が利用する公共施設の木造・木質化
<input type="checkbox"/> 民間施設や子どもが主に利用する施設の木造・木質化
5 やまほいくのフィールドや学校林の整備等
<input type="checkbox"/> 信州やまほいく認定園のフィールド整備
<input type="checkbox"/> 学校林の整備支援
6 まちなかの緑・街路樹の整備
<input type="checkbox"/> 信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備
<input type="checkbox"/> 街路樹の整備支援

## III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

③ 新 7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援
<input type="checkbox"/> 森林の健康利用や森林環境教育、観光利用等に取り組む団体の活動支援
<input type="checkbox"/> 森林を活用した新たなビジネスの起業支援
<input type="checkbox"/> 森林（もり）の里親契約の促進（企業と地域のマッチング）
<input type="checkbox"/> 森林セラピーやエコツアーリズム等のガイド、森林環境教育等の指導者、里山管理人材等の育成
④ 新 8 多様な林業の担い手の確保・育成
<input type="checkbox"/> 森林・林業に関わる人材の裾野拡大
<input type="checkbox"/> 他産業との兼業や季節的な雇用など多様な林業の担い手への支援

## IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

市町村への定額配分による「森林づくり推進支援金」に替え、地域において必要度の高い事業をメニュー化して支援

9 ライフライン等保全対策
10 河川沿いの支障木等伐採
11 観光地の景観や緩衝帯の整備
12 病害虫被害対策

## V 13 普及啓発、評価検証

- 県民会議の運営など森林税の普及啓発
- 事業の評価・検証

# I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

## 1【新】再造林の加速化

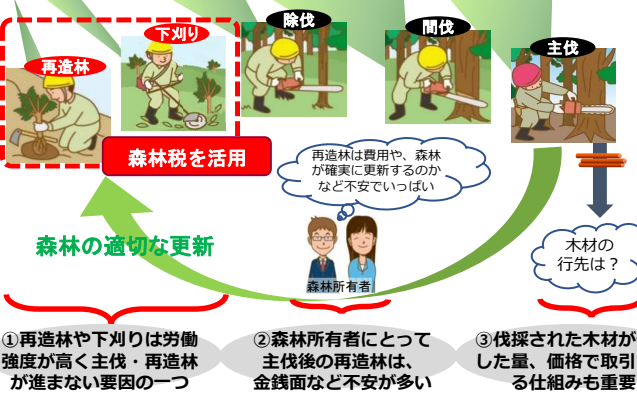
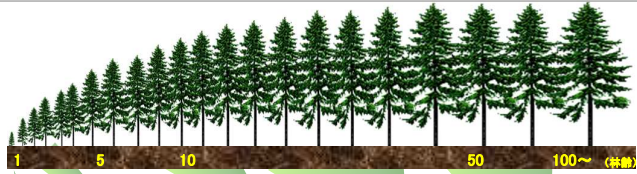
目的：2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、国庫補助事業と森林税を組み合わせて活用することにより、若い森林への更新を加速化

目指す姿：計画的な主伐・再造林により資源の循環利用を行う森林（地形や道路からの距離などの条件から算定した効率的な施業が可能な森林）を約10万haと想定し、今後10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築  
→ 当面5年後（R9）の再造林面積を年間1,000haとする（10年後には年間1,250haへ）

- 再造林とその後の下刈り等に必要な標準的な経費を全額支援。併せて省力化・効率化等の取組を推進  
 推進する取組例：①造林の省力化・効率化の推進 ②森林所有者との森林整備協定の締結 ③地域材の安定供給のための取引協定の締結 ④環境配慮の推進（生物多様性に配慮） ⑤獣害対策の推進（捕獲従事者と連携・協力したシカ捕獲の推進など）等
- 森林税を活用し、5年間で概ね2,900haの再造林等を支援

### ○ 補助率等

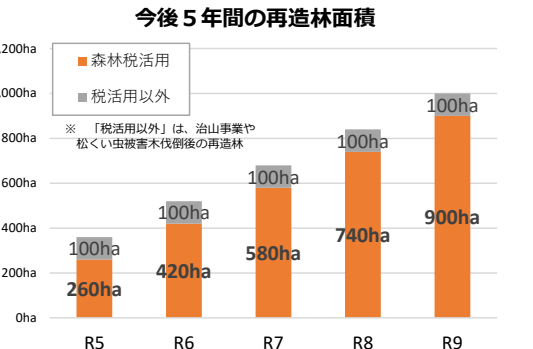
・補助率：10/10<sup>\*</sup>（国庫及び一財 7/10、森林税 3/10） ・森林税：11.3億円 ※標準的な経費に対する補助率



### 支援対象のイメージ

- ① 機械を用いた地ごしらえ作業  
乗車型の機械を用いた下刈り作業
- ② 長期の森林整備協定  
森林所有者と林業事業者
- ③ 木材の安定供給取引協定  
林業事業者と製材工場等

- 造林から主伐まで長期間を要する林業において、遅れている再造林を促進するためには、再造林等の初期段階における所有者負担軽減が重要
- 森林税を活用し、造林とその後の初期保育について重点的に支援することにより、森林所有者の負担軽減を図り、造林意欲を喚起



## 適正な主伐・再造林の促進に向けた主な対応

（主伐・再造林については、森林税以外の様々な取組も活用しながら促進）

○ 以下の各分野の運用に必要な対応を整理するとともに、必要な対策を講じ、適正な主伐・再造林に取り組む。

取組分野	主な対応
「林業経営に適した森林」の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定の推進</li> <li>➢ 森林のゾーニング等に関する林業事業者の理解の促進</li> <li>➢ 「林業経営に適した森林」を確認できるオープンデータ化の推進</li> </ul>
適正な主伐と確実な再造林等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 森林経営計画制度や伐採造林届制度等に関する林業事業者等の理解の促進</li> <li>➢ 皆伐施業と更新に関する「手引き」を活用した林業事業者への技術指導</li> </ul>
森林管理の集積・集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 森林所有者の管理意思を明確にする意向調査の促進</li> <li>➢ 林業事業者による経営管理に向けた集積・集約の促進</li> </ul>
森林所有者に対する制度理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 林業事業者や林業普及指導員による森林所有者への理解の促進</li> <li>➢ 団保有林の構成員への理解の促進</li> <li>➢ 主伐・再造林に関心の高い団保有林の資源量調査の実施</li> </ul>
優良苗木の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 苗木生産者の生産技術の向上に向けた取組や苗木の安定的な供給に向けた関係者との調整</li> <li>➢ コンテナ苗規格の標準化</li> <li>➢ 採種園整備の推進</li> </ul>
生産性の向上と作業の省力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高性能林業機械の効果的な活用</li> <li>➢ 主伐と造林の一貫作業、低密度植栽等による保育作業の省力化の推進</li> </ul>
効果的な鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「第二種特定鳥獣管理計画（第5期二ホンジカ管理）」に基づく個体数管理</li> <li>➢ 林業事業者と有害鳥獣捕獲者が連携した捕獲の強化</li> <li>➢ 再造林時の確実な鳥獣被害防止対策の実施</li> </ul>
林業就業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「長野県林業労働力確保促進基本計画」に基づく新規就業施策の充実</li> <li>➢ 造林や下刈りなどの保育作業従事者の確保に向けた取組の推進</li> <li>➢ 地域間の労働力の流動化の推進</li> <li>➢ 多様な人材の確保と林業への多様な関わり方の促進</li> </ul>
県産材需要拡大など川中、川下対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 川上から川下まで事業者同士のつながりを強化するなど木材の安定供給体制の構築</li> <li>➢ 民間施設・公共施設等における木造木質化や製品開発等による県産材需要の拡大</li> <li>➢ 木材製品の供給力を強化するための木材加工施設等の整備の推進</li> </ul>

# I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

## 2 防災・減災のための里山整備

目的：各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防止するための里山整備の実施

目指す姿：防災・減災のための里山の間伐（第3期までの未整備分）：概ね1,500ha/5年間

### ○ 事業概要

・ 防災・減災のための間伐等の里山整備

### ○ 補助率等

・ 補助率：9/10<sup>※</sup>

国庫補助金の要件緩和（面積要件等）により、一部の里山整備事業で国庫を活用する。  
（国庫補助金の活用箇所は、国庫及び一財 7/10、森林税 2/10）

・ 森林税：4.3億円

※標準的な経費に対する補助率



防災・減災のための里山整備（集落上部の間伐）

# II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

## 3【新】県民が広く親しめる里山づくり

目的：多くの県民や県外から長野県を訪れる方が利用できる「開かれた里山」の仕組みづくり

目指す姿：これまで地域が自ら整備に取り組んできた里山の質を向上させ、より多くの方に利用されること  
→ 県民等が広く利用できる里山を県内各地域に整備：概ね50箇所/5年間

### ○ 事業概要

・ 広く県民が親しめる里山に向けた、修景林間整備、歩道開設、花木植栽、ソフト支援等  
・ 開かれた里山についての周知（情報提供）の仕組みや利用ルールについての検討

### ○ 補助率等

・ 補助率：9/10<sup>※</sup>（森林整備）、3/4、10/10（ソフト支援等）

・ 森林税：2.8億円

※標準的な経費に対する補助率



子どもたちの活動場所「わんぱく広場」の整備（須坂市 離山）

# III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

## 7【新】森林サービス産業など森林の多面的利活用

目的：健康・教育・観光等の多様な分野で森林空間を活用することで交流人口を増加

目指す姿：地域主体の質の高いサービスを提供することで、山村地域の内発的な発展を推進  
→ 森林サービス産業に取り組む地域プロジェクト数：概ね50プロジェクト/5年間 等

### ○ 事業概要

森林の多様な利活用を推進するための人材育成やNPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援

#### ■ 森林の利活用

- ・ 森林を健康・教育・観光等の多様な分野で利活用する  
「森林サービス産業」に取り組む団体等への支援
- ・ 森林を活用した新たなビジネスを立ち上げるための  
スタートアップ支援（森林のMTB利用など）
- ・ 企業との連携による森林整備や利活用の促進  
（企業と地域とのマッチング）

#### ■ 人材の育成

- ・ 森林セラピーやエコツーリズム、環境教育のコーディネーター・ガイド・指導者等の育成
- ・ 里山の整備や利活用をリードする指導的な人材の育成

### ○ 補助率等

上記業務を一括して支援する団体（民間団体等）に事業委託予定

・ 補助率：ソフト定額、ハード1/2

・ 森林税：1.6億円（森林サービス産業：1.5億円、エコツーリズム等0.1億円）



### 多様化・高度化する森林の利用形態（事例）

#### 健康

- ・ 森林セラピー
- ・ クアオルト
- ・ 森林浴



#### 教育

- ・ 森林環境教育（幼少期から小中高校）
- ・ 自然体験（生涯学習）



#### 観光

- ・ キャンプ、グラブリング
- ・ フォレスト・アドベンチャー
- ・ MTB、トレイルラン



#### 企業活動

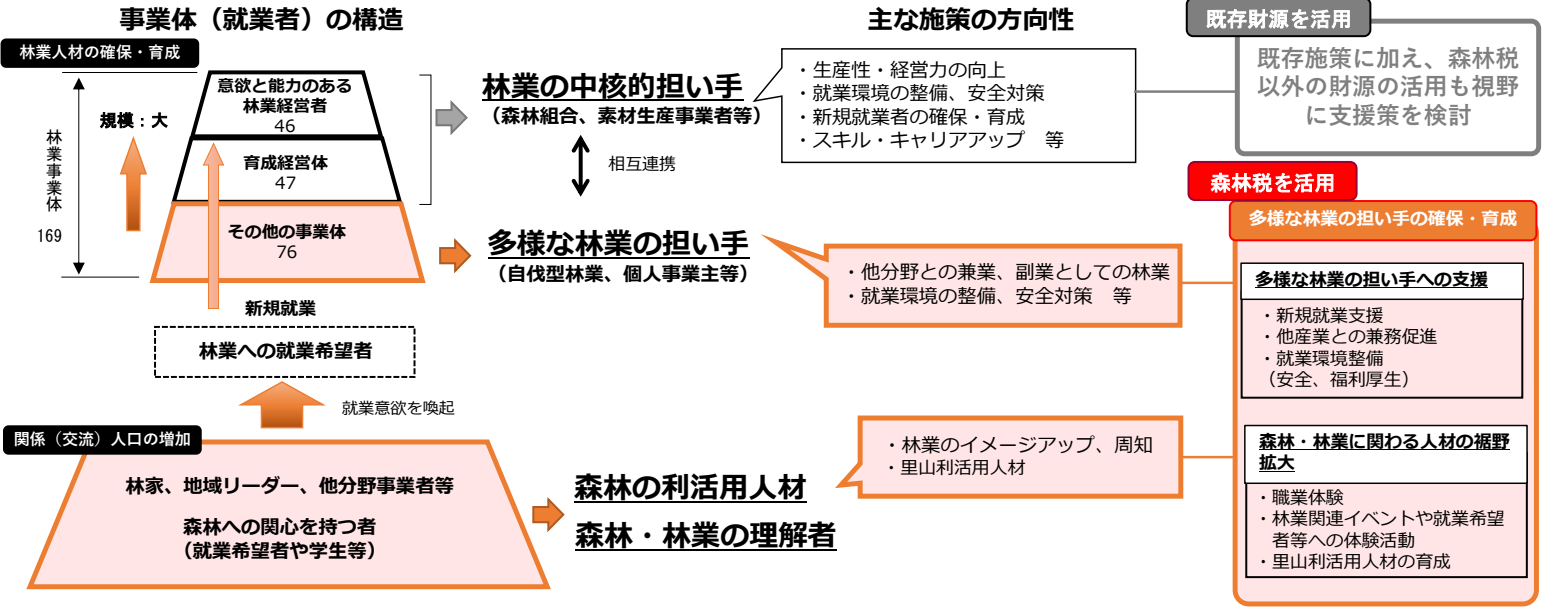
- ・ 森林の里親（支援活動）
- ・ 森林ボランティア
- ・ 社員研修





# 林業における担い手の確保・育成

- ▶ 今後、段階的に増加が見込まれる、素材生産や再造林とその後の初期保育に的確に対応するため、素材生産、保育双方の作業に係る従事者を確保していくことが重要
- ▶ **素材生産**については、林業の中核的な担い手を中心に、**既存財源を活用しながら従事者の確保・育成を図るための支援策を検討**するとともに、**保育従事者の確保や労働力の地域間の流動化等**により、素材生産従事者が**素材生産業務にできるだけ専念できる環境整備を推進**
- ▶ **再造林とその後の保育**については、中核的な担い手に対する支援策に加え、森林税を活用し**小規模で地域の需要に柔軟に対応できる個人事業者等**に対する**新規就業促進や就業環境の改善、兼業や一時的な就業等**の支援策を講じることにより、**多様な人材の確保と林業への多様な関わり方を促進することで増加する業務量に対応**
- ▶ また、多様化する森林へのニーズに対応し、**山村地域の交流人口の増加**を図るとともに、**将来の林業就業者となり得る理解者の裾野の拡大**に向けた支援策を措置



## III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

### 8【新】多様な林業の担い手の確保・育成

目的：多様な林業の担い手である小規模事業者の活動を支援するとともに、林業の認知度の向上により、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者を拡大

目指す姿：多様な人材による森林・林業への関わり方の拡大、小規模事業者の機動性を活かした他産業との兼業や季節的な雇用など林業への多様な関わり方の定着

→ 多様な林業に関わる新規就業者数：概ね200人/5年間

#### ○事業概要

職業としての「林業」の認知度の向上により、潜在的な新規就業者の拡大に取り組むとともに、小規模林業事業者に対する人材確保策対策を講じることで、林業を支える裾野の担い手となる就業者を確保

#### ■森林・林業に関わる人材の裾野拡大

- ・ 中学校における職業体験
- ・ 林業関連イベントや就業希望者等への体験活動

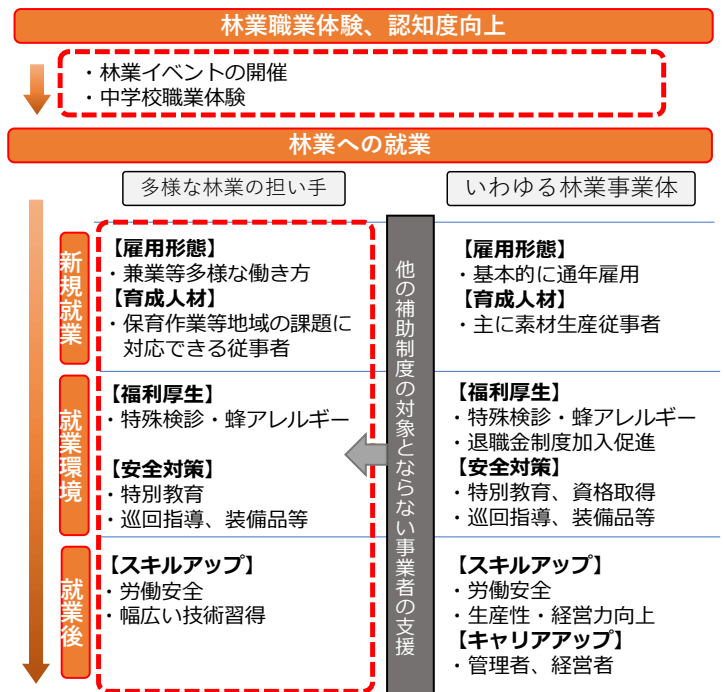
#### ■多様な林業の担い手への支援

- ・ 他産業との兼業や林福連携に取り組む事業者に対する給付金
- ・ 就業に必要な装備品等に対する準備金の支給
- ・ 特別教育や特殊検診等の職場環境の改善を図る事業者の支援

#### ○補助率等

上記業務を一括して支援する団体（民間団体等）に事業委託予定

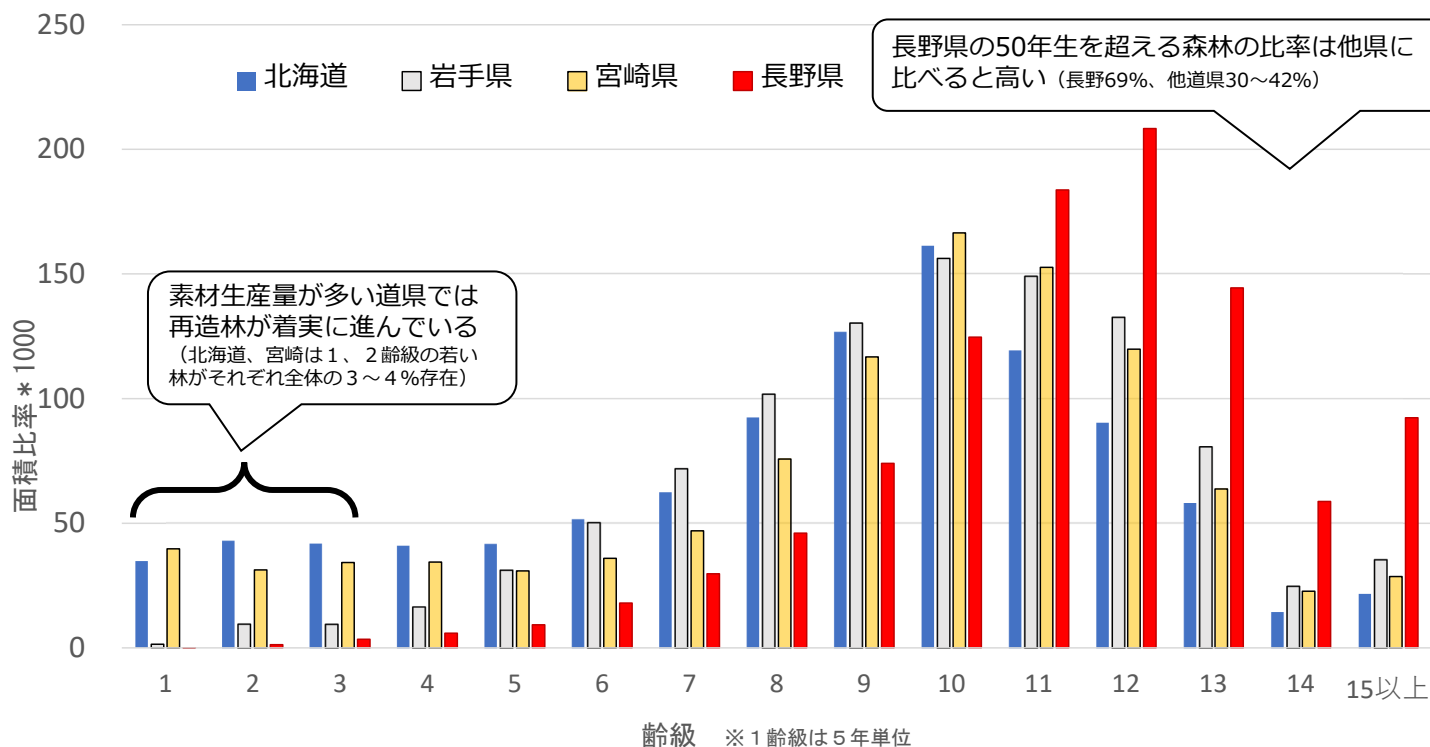
- ・ 補助率：定額
- ・ 森林税：1.0億円



## 【資料1】 民有林人工林の齢級構成の他県との比較



(2017年時点。素材生産量上位3道県と面積比で比較)

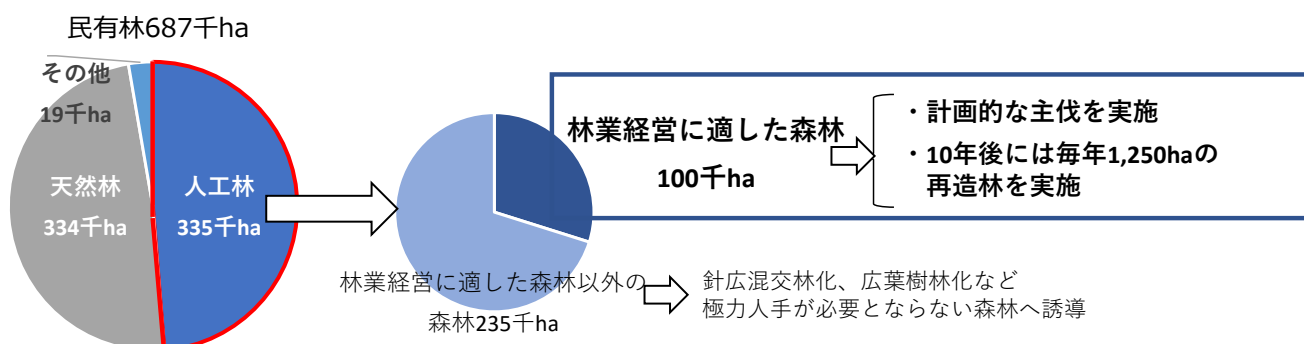


出典：林野庁 森林資源現況調査（平成29年3月31日現在）を基に林務部で作成

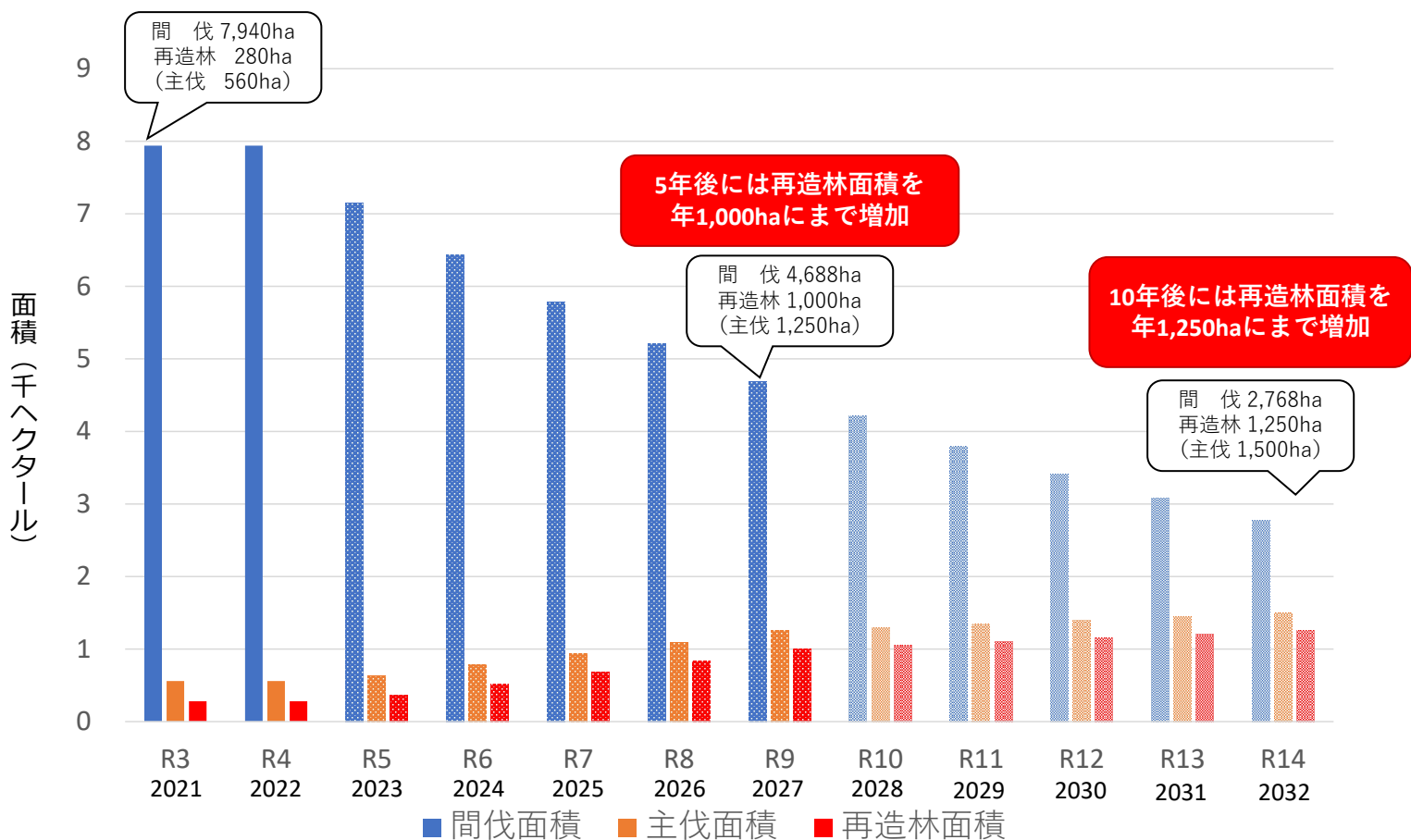
## 【資料2】 「林業経営に適した森林」における計画的な再造林



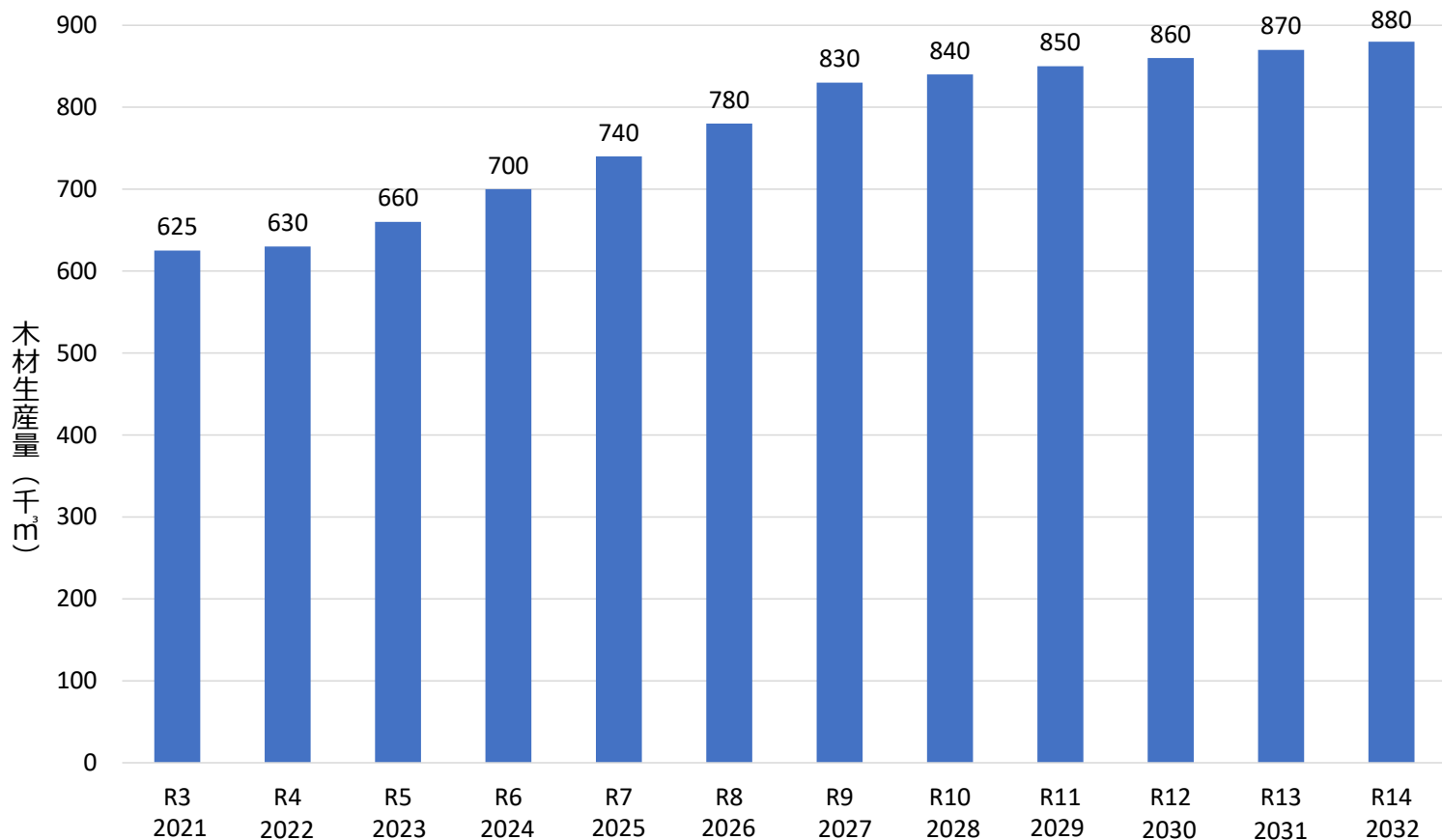
- 地形（平均傾斜30度以下）や道路からの距離（200m以内）などの条件から、民有林人工林33万5千ヘクタールのうち約10万ヘクタールを「林業経営に適した森林」に設定（市町村森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」等に位置づけ）
- 「林業経営に適した森林」では計画的な主伐に加えて、主伐後の再造林を毎年1,250ヘクタール程度実施し、将来にわたって木材生産が可能となるような森林づくりに取り組む。（実際に主伐を行う時期は樹種や成長度合い、木材の需要等により違いがあるが、大径材の生産が可能な80年のサイクルを念頭に毎年1,250haの再造林を想定）



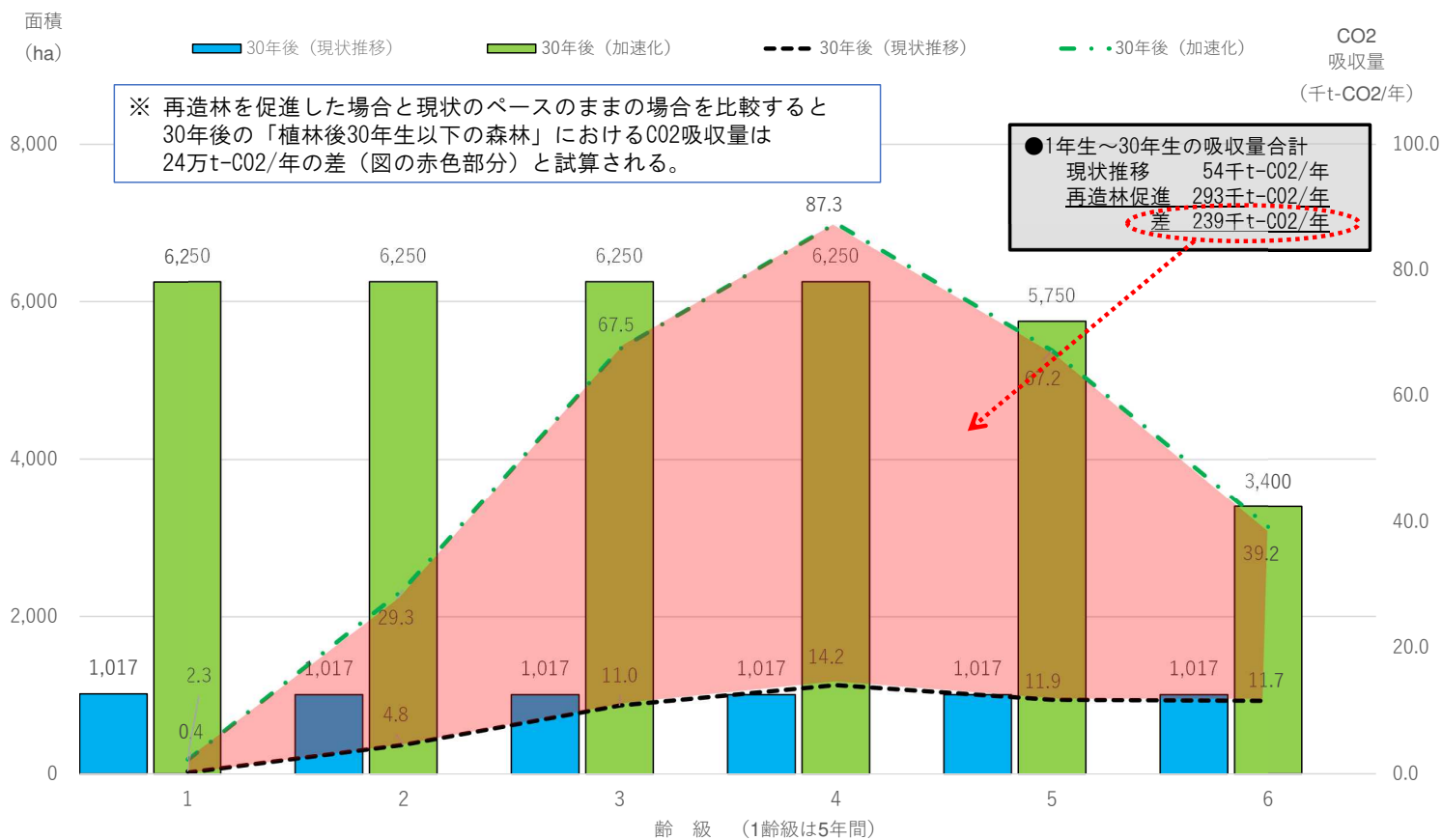
### 【資料3】 ～ 今後の再造林面積等の推移見込み



### 【資料4】 ～ 主伐・再造林を促進した場合の木材生産量のシミュレーション



# 【資料5】 ～ 30年後の二酸化炭素吸収量の比較（試算）



# 長野県森林づくり県民税についてのアンケート

## <個人調査 概要>

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

森林づくり県民税のこれまでの取組の評価や意見を把握し、今後の方向性を考える上での参考資料とするため。

#### (2) 調査方式

調査票によるアンケート調査

#### (3) 調査対象

長野県内の個人	3,030 人
回収数	1,008 人
回収率	33.3%

#### (4) 主な調査事項

- ①回答者の概要について
- ②森林づくり県民税の継続について
- ③森林づくり県民税を活用した大切な取組について
- ④森林づくり県民税を継続した場合の金額と期間について
- ⑤森林づくり県民税を継続すべきでない理由について

#### (5) 調査の実施期間

令和4年7月29日（金）から8月31日（水）まで

#### (6) その他

構成比の合計は、四捨五入の結果 100.0 にならない場合がある。また、複数回答の場合は、100.0 を超える場合がある。



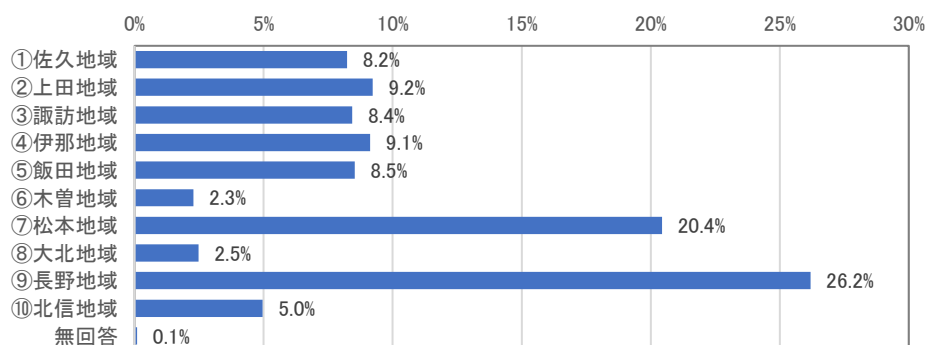
## 2 調査結果

### 問1 あなた(ご回答いただく方)が居住する地域について

あなたがお住まいの地域を、次の中から1つお選びください。

	合計	① 佐久地域	② 上田地域	③ 諏訪地域	④ 伊那地域	⑤ 飯田地域	⑥ 木曾地域	⑦ 松本地域	⑧ 大北地域	⑨ 長野地域	⑩ 北信地域	無回答
回答数	1,008	83	93	85	92	86	23	206	25	264	50	1
割合	100.0%	8.2%	9.2%	8.4%	9.1%	8.5%	2.3%	20.4%	2.5%	26.2%	5.0%	0.1%

回答者の住まいは、「長野地域」(26.2%)が最も多く、次に「松本地域」(20.4%)となる。

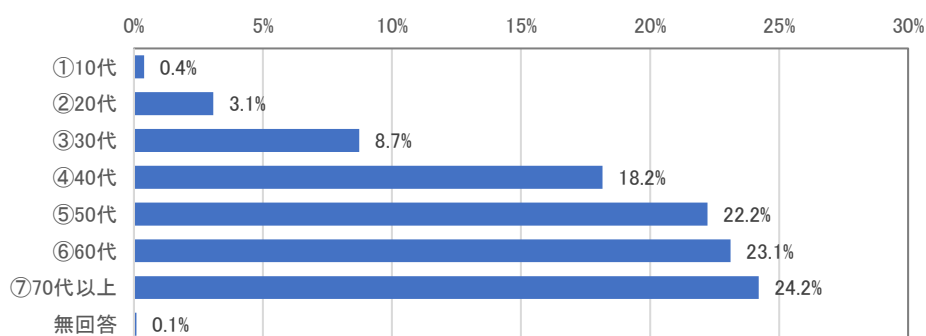


### 問2 あなた(ご回答いただく方)の年齢について

あなたの年齢について、次の中から1つお選びください。

	合計	①10代	②20代	③30代	④40代	⑤50代	⑥60代	⑦70代以上	無回答
回答数	1,008	4	31	88	183	224	233	244	1
割合	100.0%	0.4%	3.1%	8.7%	18.2%	22.2%	23.1%	24.2%	0.1%

回答者の年代は、「70代以上」(24.2%)が最も多い。次に、「60代」(23.1%)、「50代」(22.2%)、「40代」(18.2%)と続いている。



### 問3 森林づくり県民税の認知度について

長野県では、平成 20 年度から森林づくり県民税を導入しています。

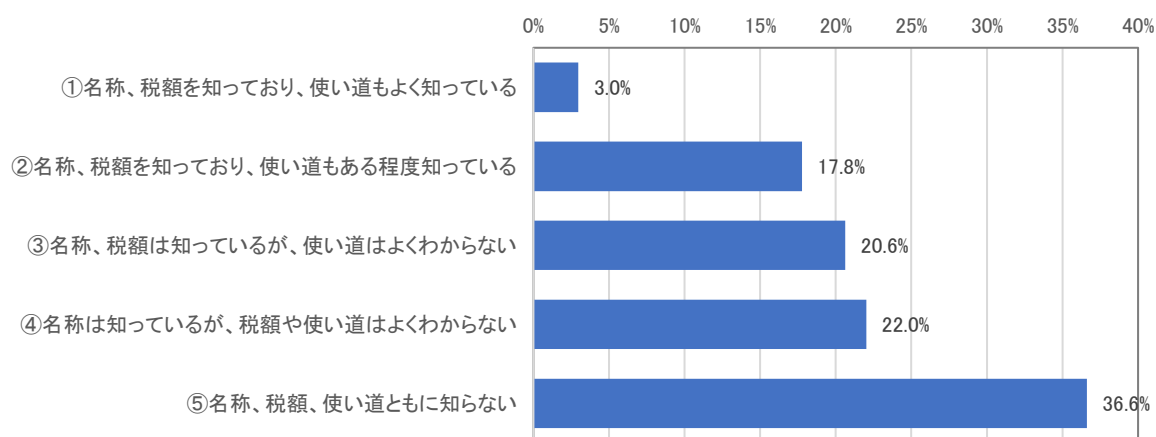
あなたは、以前から、森林づくり県民税の名称、税額、使い道をご存知でしたか？

次の中から1つお選びください。

	合計	① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている	② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている	③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない	④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない	⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない
回答数	1,008	30	179	208	222	369
割合	100.0%	3.0%	17.8%	20.6%	22.0%	36.6%

認知度については、「名称、税額、使い道ともに知らない」（36.6%）が約4割と最も多い。次に、「名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない」（22.0%）、「名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない」（20.6%）と続いている。

「名称、税額を知っており、使い道もよく知っている」（3.0%）及び「名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている」（17.8%）という名称、税額だけでなく内容まである程度理解している割合は、合計で 20.8%、約 2 割となる。



#### 問4 森林づくり県民税の継続について

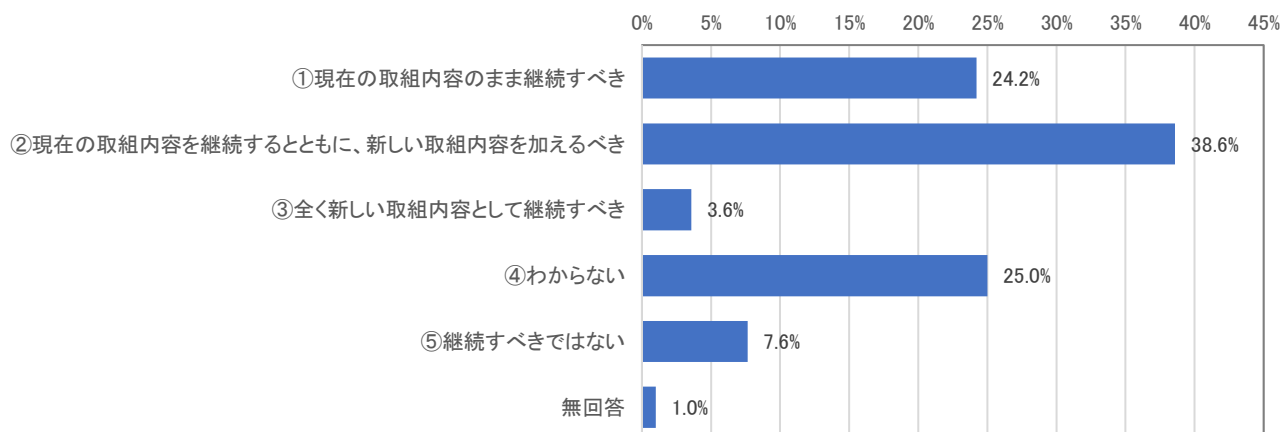
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

あなたは、令和5年度以降の森林づくり県民税の継続についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

	合計	① 現在の取組内容のまま継続すべき	② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき	③ 全く新しい取組内容として継続すべき	④ わからない	⑤ 継続すべきではない	無回答
回答数	1,008	244	389	36	252	77	10
割合	100.0%	24.2%	38.6%	3.6%	25.0%	7.6%	1.0%

森林づくり県民税の継続については、「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」（38.6%）が約4割と、最も多い。次に、「わからない」（25.0%）、「現在の取組内容のまま継続すべき」（24.2%）と続いている。

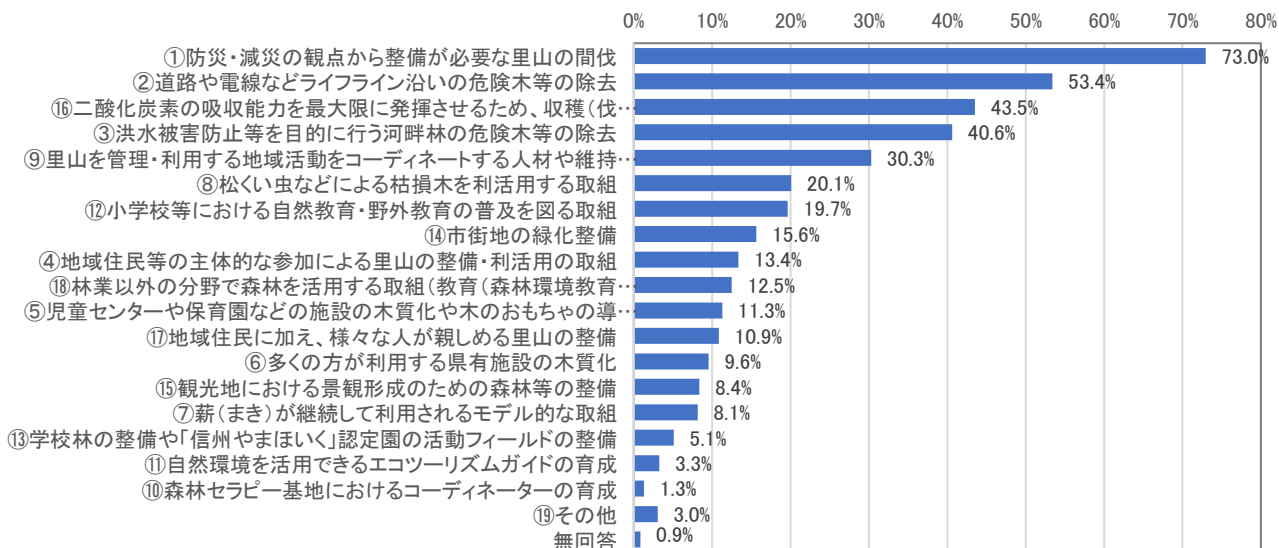


## 問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、あなたが大切だと思う取組を、次の中から4つまでお選びください。

選択肢	回答数	割合
①防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	672	73.0%
②道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	492	53.4%
③洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	374	40.6%
④地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組	123	13.4%
⑤児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組	104	11.3%
⑥多くの方が利用する県有施設の木質化	88	9.6%
⑦薪（まき）が継続して利用されるモデル的な取組	75	8.1%
⑧松くい虫などによる枯損木を利活用する取組	185	20.1%
⑨里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成	279	30.3%
⑩森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成	12	1.3%
⑪自然環境を活用できるエコツーリズムガイドの育成	30	3.3%
⑫小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組	181	19.7%
⑬学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備	47	5.1%
⑭市街地の緑化整備	144	15.6%
⑮観光地における景観形成のための森林等の整備	77	8.4%
⑯二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組	401	43.5%
⑰地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備	100	10.9%
⑱林業以外の分野で森林を活用する取組（教育（森林環境教育等）や健康（森林セラピー等）、観光（キャンプ等）などの観点での利用）	115	12.5%
⑲その他	28	3.0%
無回答	8	0.9%
対象	921	-

森林づくり県民税で取り組むべき内容について大切だと思う取組は、「防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐」（73.0%）が約7割と最も多い。次に、「道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去」（53.4%）、「二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組」（43.5%）、「洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去」（40.6%）と続いている。



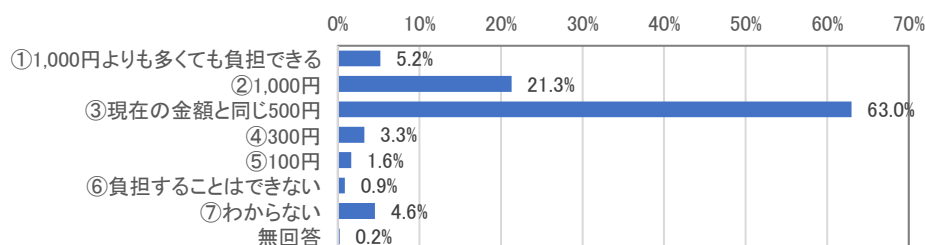
## 問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、県内にお住まいの方のうち個人県民税をご負担いただいている皆様から、お一人あたり年額 500 円をいただいています。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、あなたは年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

	合計	① 1,000 円よりも多くても負担できる	② 1,000 円	③ 現在の金額と同じ 500 円	④ 300 円	⑤ 100 円	⑥ 負担することはできない	⑦ わからない	無回答
回答数	921	48	196	580	30	15	8	42	2
割合	100.0%	5.2%	21.3%	63.0%	3.3%	1.6%	0.9%	4.6%	0.2%

森林づくり県民税を継続した場合の金額は、「現在の金額と同じ 500 円」（63.0%）が約 6 割と最も多い。次に、「1,000 円」（21.3%）、「1,000 円よりも多くても負担できる」（5.2%）と続いている。



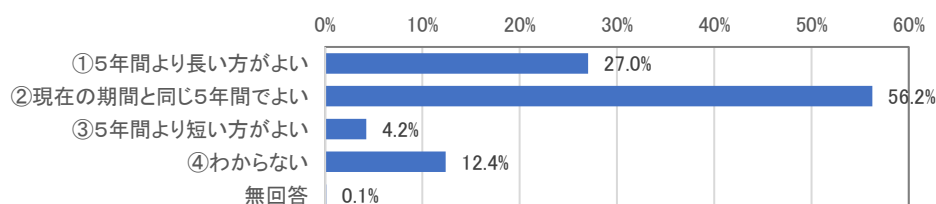
## 問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

現在の森林づくり県民税は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で実施期間です。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

	合計	① 5 年間より長い方がよい	② 現在の期間と同じ 5 年間でよい	③ 5 年間より短い方がよい	④ わからない	無回答
回答数	921	249	518	39	114	1
割合	100.0%	27.0%	56.2%	4.2%	12.4%	0.1%

森林づくり県民税を継続した場合の期間は、「現在の期間と同じ 5 年間でよい」（56.2%）が約 6 割と最も多い。次に、「5 年間より長い方がよい」（27.0%）、「わからない」（12.4%）と続いている。

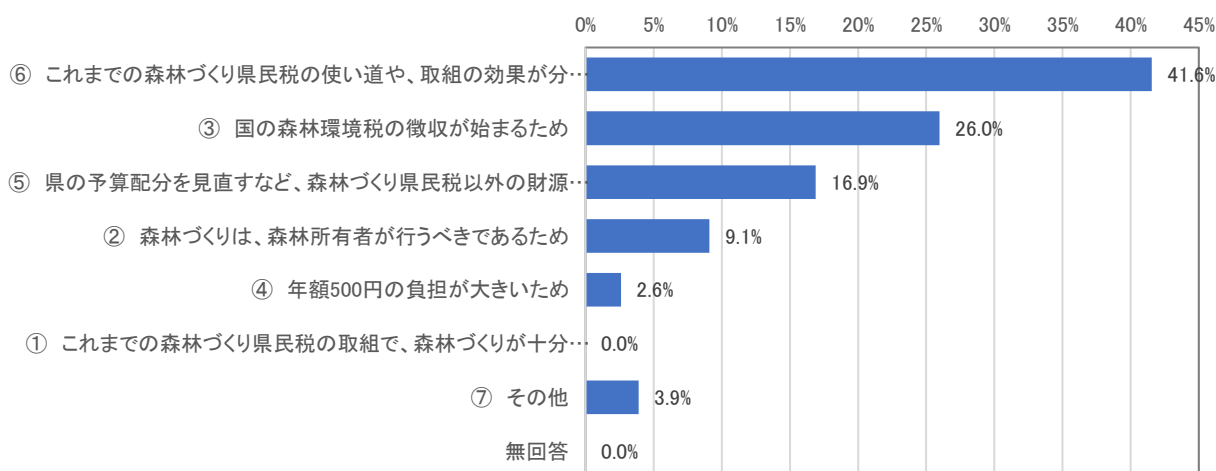


**問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について<問4で⑤を選ばれた方のみお答えください>**

あなたが森林づくり県民税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？  
次の中から1つお選びください。

	合計	① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	③ 国の森林環境税の徴収が始まるため	④ 年額500円の負担が大きいため	⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいため	⑦ その他
回答数	77	0	7	20	2	13	32	3
割合	100.0%	0.0%	9.1%	26.0%	2.6%	16.9%	41.6%	3.9%

「継続すべきではない」と考える最大の理由は、「これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいため」（41.6%）が約4割と最も多い。次に、「国の森林環境税の徴収が始まるため」（26.0%）、「県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため」（16.9%）と続いている。



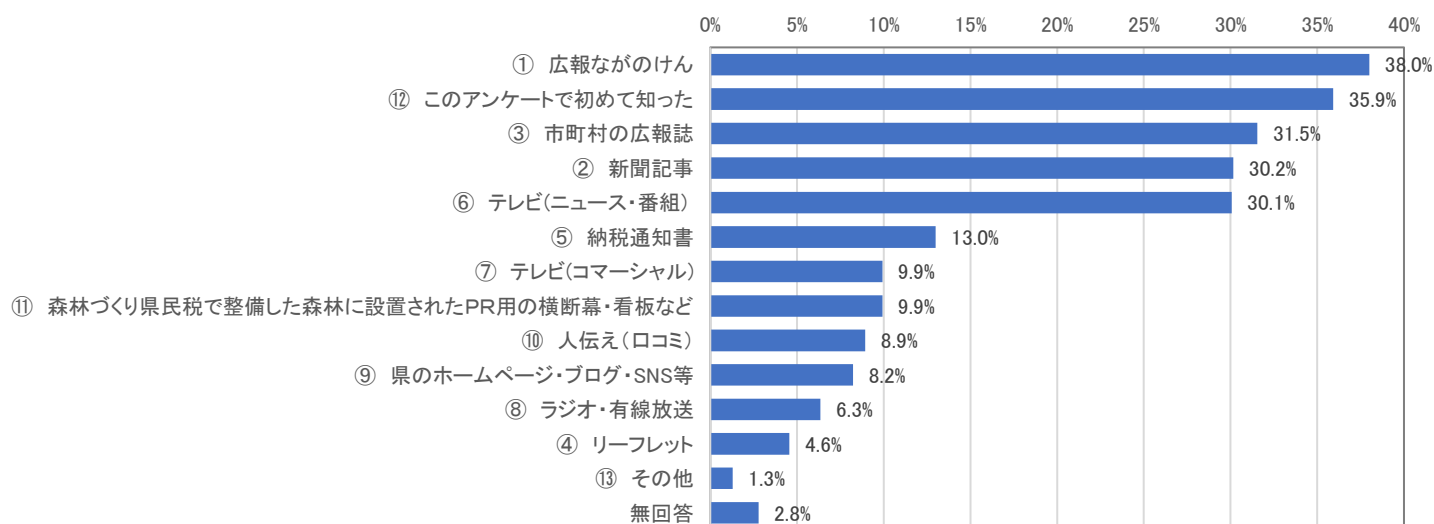
## 問9 森林づくり県民税の効果的な広報について

あなたは、これまで森林づくり県民税の名称、税額、使い道などを、どのような媒体でお知りになりましたか？

これまでに森林づくり県民税について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から全てお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 広報ながのけん	383	38.0%
② 新聞記事	304	30.2%
③ 市町村の広報誌	318	31.5%
④ リーフレット	46	4.6%
⑤ 納税通知書	131	13.0%
⑥ テレビ(ニュース・番組)	303	30.1%
⑦ テレビ(コマーシャル)	100	9.9%
⑧ ラジオ・有線放送	64	6.3%
⑨ 県のホームページ・ブログ・SNS等	83	8.2%
⑩ 人伝え(口コミ)	90	8.9%
⑪ 森林づくり県民税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など	100	9.9%
⑫ このアンケートで初めて知った	362	35.9%
⑬ その他	13	1.3%
無回答	28	2.8%
対象	1,008	-

森林づくり県民税について知った媒体としては、「広報ながのけん」(38.0%)が約4割と最も多い。次に、「このアンケートで初めて知った」(35.9%)、「市町村の広報誌」(31.5%)、「新聞記事」(30.2%)、「テレビ(ニュース・番組)」(30.1%)と続いている。



# 長野県森林づくり県民税についてのアンケート

## ＜企業調査 概要＞

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

森林づくり県民税のこれまでの取組の評価や意見を把握し、今後の方向性を考える上での参考資料とするため。

#### (2) 調査方式

調査票によるアンケート調査

#### (3) 調査対象

長野県経営者協会加盟事業所	616 事業所
回収数	272 事業所
回収率	44.2%

#### (4) 主な調査事項

- ①回答企業の概要について
- ②森林づくり県民税の継続について
- ③森林づくり県民税を活用した大切な取組について
- ④森林づくり県民税を継続した場合の金額と期間について
- ⑤森林づくり県民税を継続すべきでない理由について

#### (5) 調査の実施期間

令和4年7月29日（金）から8月31日（水）まで

#### (6) その他

構成比の合計は、四捨五入の結果 100.0 にならない場合がある。また、複数回答の場合は、100.0 を超える場合がある。



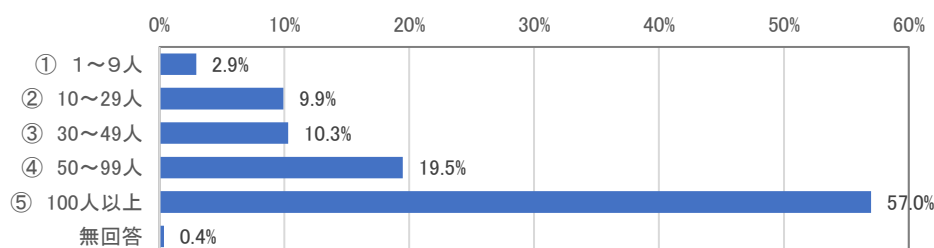
## 2 調査結果

### 問1 従業員数について

貴社の従業員数について、次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 1～9人	8	2.9%
② 10～29人	27	9.9%
③ 30～49人	28	10.3%
④ 50～99人	53	19.5%
⑤ 100人以上	155	57.0%
無回答	1	0.4%
合計	272	100.0%

回答企業の従業員数は、「100人以上」（57.0%）が約6割と最も多い。

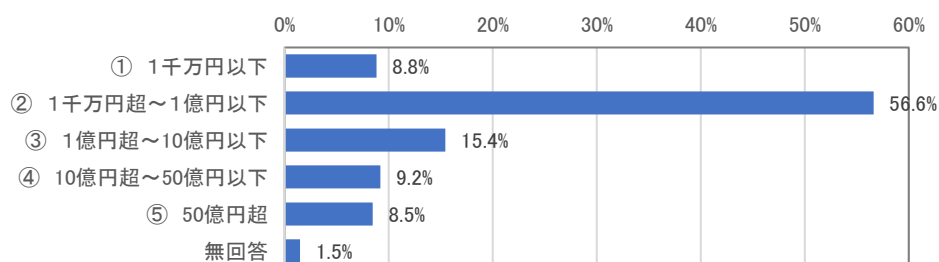


### 問2 資本金について

貴社の資本金額について、次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 1千万円以下	24	8.8%
② 1千万円超～1億円以下	154	56.6%
③ 1億円超～10億円以下	42	15.4%
④ 10億円超～50億円以下	25	9.2%
⑤ 50億円超	23	8.5%
無回答	4	1.5%
合計	272	100.0%

資本金は、「1千万円超～1億円以下」（56.6%）が約6割と最も多い。次に、「1億円超～10億円以下」（15.4%）、「10億円超～50億円以下」（9.2%）と続いている。

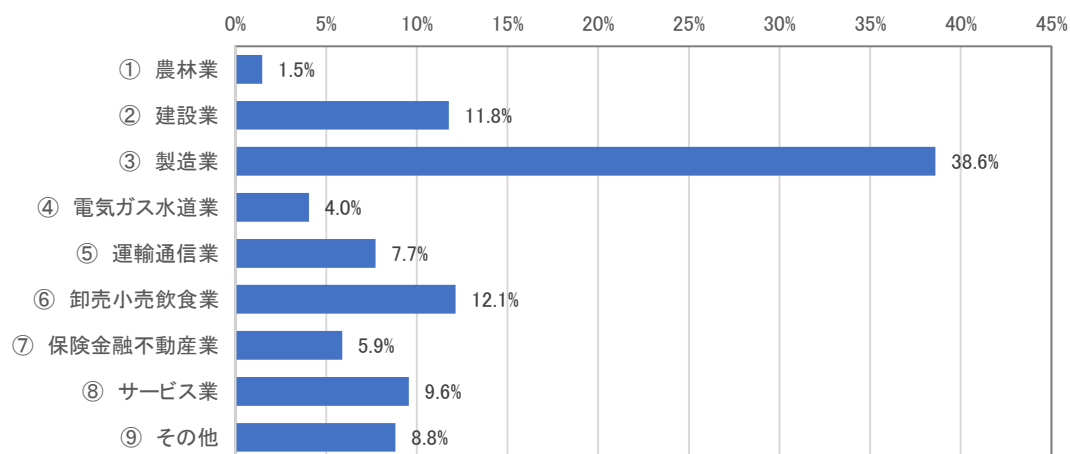


### 問3 業種について

貴社の業種について、次の中から**1つ**お選びください。  
(複数の業種をお持ちの場合は、収入が多いなど、主たる業種の方をお選びください。)

選択肢	回答数	割合
① 農林業	4	1.5%
② 建設業	32	11.8%
③ 製造業	105	38.6%
④ 電気ガス水道業	11	4.0%
⑤ 運輸通信業	21	7.7%
⑥ 卸売小売飲食業	33	12.1%
⑦ 保険金融不動産業	16	5.9%
⑧ サービス業	26	9.6%
⑨ その他	24	8.8%
合計	272	100.0%

業種は、「製造業」(38.6%)が約4割と最も多い。次に、「卸売小売飲食業」(12.1%)、「建設業」(11.8%)と続いている。



#### 問4 森林づくり県民税の継続について

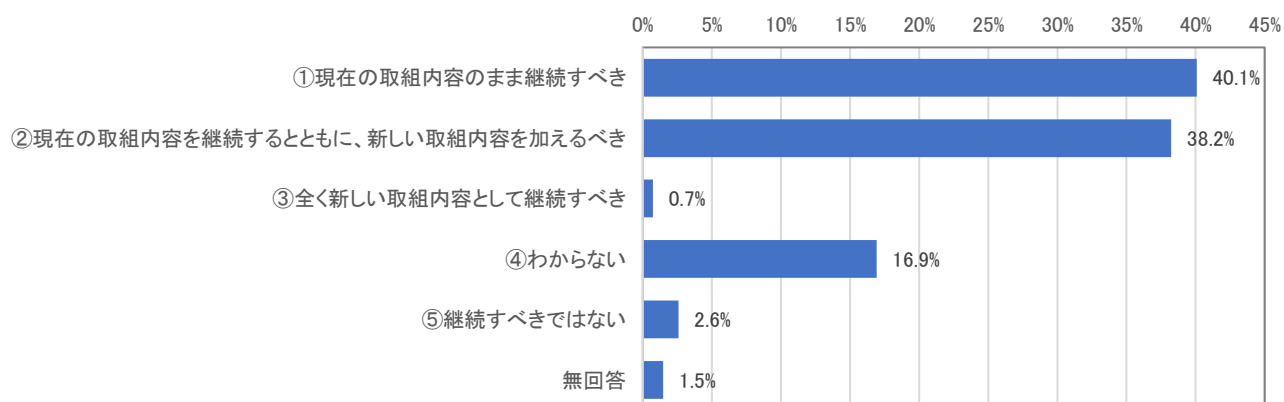
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

貴社は、令和5年度以降の森林づくり県民税の継続についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 現在の取組内容のまま継続すべき	109	40.1%
② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき	104	38.2%
③ 全く新しい取組内容として継続すべき	2	0.7%
④ わからない	46	16.9%
⑤ 継続すべきではない	7	2.6%
無回答	4	1.5%
合計	272	100.0%

森林づくり県民税の継続については、「現在の取組内容のまま継続すべき」（40.1%）と「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」（38.2%）が約4割となる。一方、「わからない」（16.9%）は約2割となる。

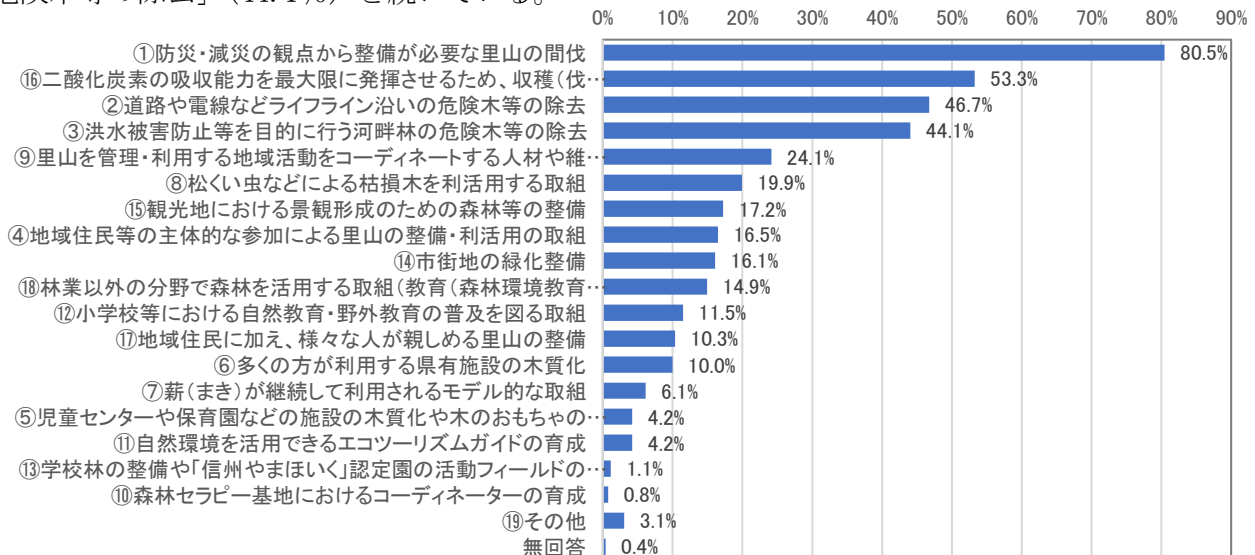


## 問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、貴社が**大切だ**と思う取組を、次の中から**4つまで**お選びください。

選択肢	回答数	割合
①防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	210	80.5%
②道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	122	46.7%
③洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	115	44.1%
④地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組	43	16.5%
⑤児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組	11	4.2%
⑥多くの方が利用する県有施設の木質化	26	10.0%
⑦薪（まき）が継続して利用されるモデル的な取組	16	6.1%
⑧松くい虫などによる枯損木を利活用する取組	52	19.9%
⑨里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成	63	24.1%
⑩森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成	2	0.8%
⑪自然環境を活用できるエコツーリズムガイドの育成	11	4.2%
⑫小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組	30	11.5%
⑬学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備	3	1.1%
⑭市街地の緑化整備	42	16.1%
⑮観光地における景観形成のための森林等の整備	45	17.2%
⑯二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組	139	53.3%
⑰地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備	27	10.3%
⑱林業以外の分野で森林を活用する取組（教育（森林環境教育等）や健康（森林セラピー等）、観光（キャンプ等）などの観点での利用）	39	14.9%
⑲その他	8	3.1%
無回答	1	0.4%
対象	261	-

森林づくり県民税で取り組むべき内容について大切だと思う取組は、「防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐」（80.5%）が約8割と最も多い。次に、「二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組」（53.3%）、「道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去」（46.7%）、「洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去」（44.1%）と続いている。



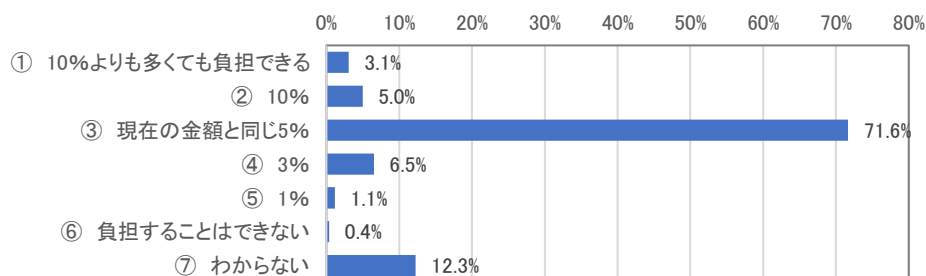
## 問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、法人の皆様から法人県民税の年額均等割額の5%をいただいています。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、貴社は年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 10%よりも多くても負担できる	8	3.1%
② 10%	13	5.0%
③ 現在の金額と同じ5%	187	71.6%
④ 3%	17	6.5%
⑤ 1%	3	1.1%
⑥ 負担することはできない	1	0.4%
⑦ わからない	32	12.3%
合計	261	100.0%

森林づくり県民税を継続した場合の金額は、「現在の金額と同じ5%」（71.6%）が約7割と最も多い。



## 問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

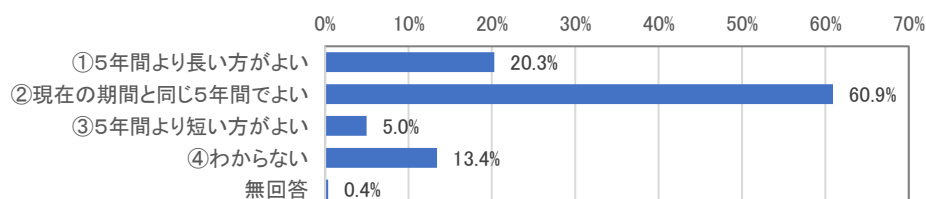
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間です。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、貴社は継続する期間についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 5年間より長い方がよい	53	20.3%
② 現在の期間と同じ5年間でよい	159	60.9%
③ 5年間より短い方がよい	13	5.0%
④ わからない	35	13.4%
無回答	1	0.4%
合計	261	100.0%

森林づくり県民税を継続した場合の期間は、「現在の期間と同じ5年間でよい」（60.9%）が約6割と最も多い。次に、「5年間より長い方がよい」（20.3%）と続いている。

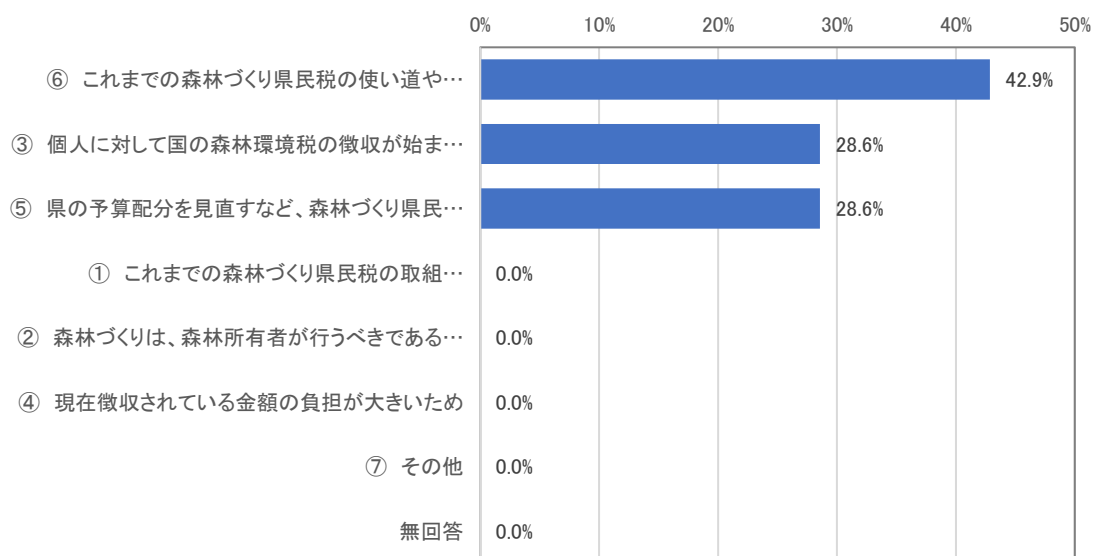


**問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について<問4で⑤を選ばれた方のみお答えください>**

貴社が森林づくり県民税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？  
次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	0	0.0%
② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	0	0.0%
③ 個人に対して国の森林環境税の徴収が始まるため	2	28.6%
④ 現在徴収されている金額の負担が大きいため	0	0.0%
⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	2	28.6%
⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいいため	3	42.9%
⑦ その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	7	-

「継続すべきではない」と考える最大の理由は、「これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいいため」（42.9%）が3事業所で最も多い。次に、「国の森林環境税の徴収が始まるため」（28.6%）、及び、「県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため」（28.6%）が、それぞれ2事業所と同数となる。



## 調査票 個人

(回答は、電子申請もしくは、同封の返信用封筒での返送のどちらかをお選びください。  
具体的な方法は裏面をご覧ください。)

### 長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

#### ～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第3期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和6年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、県民の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 県内にお住まいの方のうち、個人県民税をご負担いただいている皆様から、1人年額500円を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）  
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

令和4年(2022年)7月  
長野県

(裏面もご覧ください)

## 調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満 18 歳以上の約 3 千人の方をお願いしています。
- ◆ お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表しますが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、**別紙「長野県森林づくり県民税の取組」**をお読みください。

## 回答に当たってのお願い

- ◆ 回答の方法は、①電子申請方式と②郵送方式のどちらかをお選びください

- ① **電子申請方式の場合**・・・右の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、  
回答してください。(紙での回答は不要です)



- ② **郵送方式の場合**・・・

- ・ お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ・ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ・ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ・ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。
- ・ ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストへ投函してください。

## 回答期限について

- ◆ 令和 4 年 8 月 12 日 (金) まで

## 調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。  
長野県林務部森林政策課企画係  
(担当) 今尾 日詔  
電 話 : 026-235-7261 (直通)  
F A X : 026-234-0330  
E-mail : rinseai@pref.nagano.lg.jp



(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

## 長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

### ～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第3期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和6年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、企業の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただきます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 個人の皆様のほか、法人の皆様には法人県民税の年額均等割額の5%（資本金等の金額に応じて1,000円から40,000円の上乗せ）を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）  
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。2024（令和6）年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

令和4年(2022年)7月  
長野県

(裏面もご覧ください)

### ご記入に当たってのお願い

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

### 調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにご返送ください。

### 回答期限について

- ◆ 令和4年8月12日（金）まで

### 調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

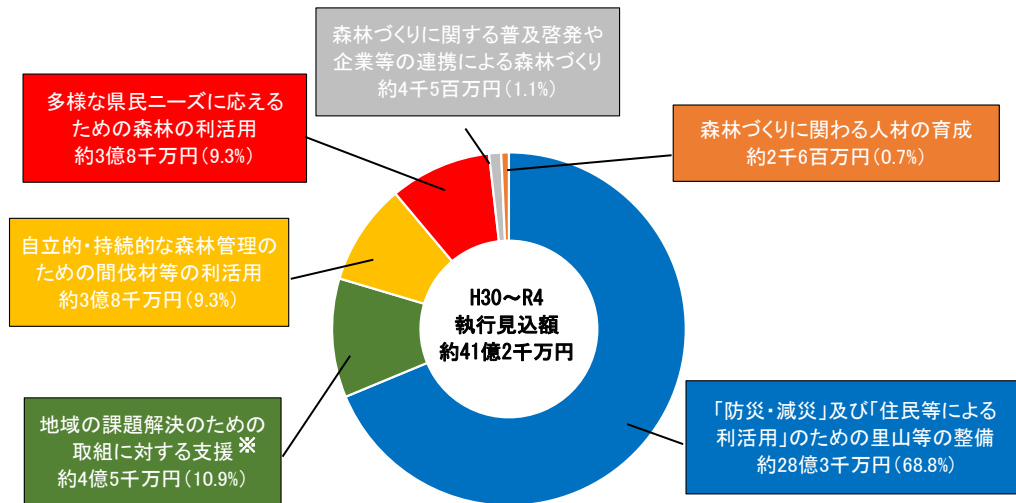
長野県林務部森林政策課企画係  
(担当) 今尾 且詰  
電 話 : 026-235-7261 (直通)  
F A X : 026-234-0330  
E-mail : rinseai@pref.nagano.lg.jp

# 長野県森林づくり県民税の取組

## 1 第3期（H30～R4）長野県森林づくり県民税の使途

平成30年度からの第3期では、それまでの里山の整備に加え、教育や観光等、多面的な森林の利活用にも使途を広げ、地域や様々な分野の方々による主体的な里山の整備・利用を推進してきました。

第3期長野県森林づくり県民税の主な使い道



※森林づくり推進支援金（市町村が地域の課題に応じて行う森林づくりの取組）

## 2 第3期で取り組んでいる主な内容

### （1）「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

防災・減災のための里山の整備では、5年間で2,800ha程度の間伐の実施により、災害に強い森林づくりが進められています。



整備された里山

地域の皆様が自発的に里山の整備・利用に取り組む地域を「里山整備利用地域」として県が認定し、里山資源を活かした地域活動を支援してきました。認定地域数は100を超え、県内各地で特色ある活動が活発化してきています。



竹林整備を通じた地域内外との交流



子どもたちの活動場所の整備

県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保のため、ライフライン沿いの危険木の伐採や河畔林の整備を実施しています。



ライフライン沿いの危険木伐採



河畔林の整備（左：整備前、右：整備後）

主な取組の実績見込み（5年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等	概ね 4,300ha	2,806ha
安全が確保される主要なライフライン等	概ね 150箇所	177箇所
防災効果が高い箇所での河畔林の除間伐	概ね 175箇所	189箇所



## (2) 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

県産材をふんだんに使った地域づくりを進めるため、子どもの居場所や多くの県民が利用する施設の木質化等を支援しています。

また、幅広い年代の県民の皆様が木材に触れ親しむことのできる機会を創出するとともに、里山資源としての薪が継続して利用される仕組みづくりを支援しています。



キッズコーナーの木質化



カフェ・バーの木質化



県産材の経木ランプの製作

### 主な取組の実績見込み（5年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置	概ね 270 箇所	303 箇所
県民が多く訪れる民間施設・県有施設の木質化・調度品設置	概ね 35 箇所	30 箇所
薪流通のモデル的な取組	概ね 10 件	10 件

## (3) 森林づくりに関わる人材の育成

森林の多面的利活用を推進する地域リーダーや、森林セラピーのコーディネーターなど、幅広く森林に関わる人材等を育成しています。



地域リーダーの育成  
(チェーンソー安全研修)



森林セラピー  
コーディネーター研修



ワシタカ観察会  
(自然教育・野外教育)

### 主な取組の実績見込み（5年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
地域リーダーの育成	概ね 150 人	150 人
モデル的に自然教育プログラムを実施する学校	30 校	19 校

#### (4) 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用を推進しています。



学校林における林業体験学習



高速道路沿いの景観整備のための枯損木伐採（左：整備前、右：整備後）

#### 主な取組の実績見込み（5年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
やまほいく認定園のフィールド整備	概ね 25 園	25 園
地域の景観に合致した間伐等	概ね 110ha	118ha

上記のほか、地域固有の課題解決のために市町村が行う森林に関する様々な取組に加え、森林づくりに関する普及啓発や企業等の連携による森林づくりを推進しています。

#### 【お問い合わせ】

長野県林務部森林政策課 企画係  
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL : 026-235-7261、FAX : 026-234-0330、  
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

## 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」に係る市町村説明会 概要

### 1 開催日時

令和4年10月5日（水） 14:00～15:30 オンライン

### 2 参加市町村

48市町村

### 3 質疑応答概要

- ライフラインの保全に関する要望が地域から上がっているが、要望受付の開始時期はどれくらいを見込んでいるか。  
⇒要望調査を実施できる段階になったら、改めてお知らせしたい。
- ライフライン保全対策は、以前から人気の高い事業。予算規模は拡大する予定か。  
⇒第4期は新しい事業もあること、第3期は前期からの基金残も活用したことなどから、「市町村と連携した森林等に関連する課題の解決」の取組全体で見ると、規模の縮小はあると想定をしている。
- ライフラインの保全対策については、全県的要望が多い事業であるので、実情を踏まえた予算の検討をお願いしたい。  
⇒予算配分については、一律の優先順位だけで考えるのではなく、工夫をしていきたい。
- 森林づくり推進支援金を活用して林道に県産材カラマツを活用した落石防護柵を設置している。第4期森林税においても実施可能か。  
⇒ 基本的には「市町村と連携した森林等に関連する課題の解決」については、地域において必要度の高い事業に再編してメニュー化することを検討しており、この中での支援を考えているところ。
- 再造林が次期のメインということであるが、再造林が進んでいる東信地域に支援が厚くなることも想定される。事業を実施していく中で、予算配分の見直しが必要になるのではないか。  
⇒次期においても、第3期と同様、必要に応じ期間途中で見直しをするということは考えられる。主伐・再造林については、県全体の課題と捉えていることから、より多くの地域で取り組まれるようにしていきたい。
- 防災・減災の里山整備について、第3期までの未整備分が1,500haということであるが、現在要望している箇所のみ採択して実施するのか。新たに要望を調査するのか。  
⇒要望箇所については見直しをしてきている。来年度分についても見直しをしながら実施していきたいと考えている。優先度が変わって追加で要望するということには対応できると考えられる。

#### 4 アンケート結果（市町村説明会開催後、全市町村を対象に実施）

##### ○実施時期

令和4年10月5日（水）～10月19日（水）

##### ○ 回答率

内容	数値
市町村数	77
回答数	44
回答率	57.1%

##### ○ 問1 森林税を活用した課題解決の取組について

県では、第3期森林税までの「森林づくり推進支援金」について見直しを行い、次期森林税ではライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等の伐採、観光地の景観や緩衝帯の整備及び病虫害被害対策の個別支援事業に再編することを検討しており、基本方針案に記載しています。

これに関連して、貴市町村において特に大切だと考えている森林に関する地域の課題を、次の中から3つまでお選びください。

選択肢	回答数	割合
①道路や電線等のライフラインの保全等を目的とした支障木や危険木の伐採	42	95.5%
④鳥獣被害防止のための森林と里地との間の緩衝帯整備	23	52.3%
③観光地等における景観保全を目的とした森林整備	21	47.7%
②市町村が管理する河川の保全等を目的とした支障木や危険木の伐採	16	36.4%
⑤松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応	13	29.5%
⑥森林への被害拡大防止を目的に行う、森林以外のエリアにおける病虫害被害木の伐倒・処理	9	20.5%
⑦病虫害被害による枯損木の利活用	4	9.1%
⑧大切な取組はない	0	0.0%
⑨わからない	0	0.0%

##### ○ 問2 支援対象外となる地域課題の取組について

第3期森林税で支援対象となっていた市町村の取組のうち、県産材公共サイン整備事業（観光地等における県産材公共サインの作成）や、森林づくり推進支援金のうち問1の1から7に該当しない取組（例えば木製品の配布や林道の維持管理の取組）については、次期森林税では支援対象とならない方向で検討しています。

これに関連して、こうした取組の今後の方向性について、次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
①森林税以外の財源を充当して実施を検討	22	50.0%
②実施取りやめを検討	1	2.3%
③これまで実施しておらず、今後も実施しない	11	25.0%
④わからない	10	22.7%
合計	44	100.0%



## 【県民説明会】

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について

○ 長野	令和4年10月8日(土)	・・・	56～57
○ 松本	令和4年10月11日(火)	・・・	58～60
○ 佐久	令和4年10月16日(日)	・・・	61～63
○ 伊那	令和4年10月19日(水)	・・・	64～66

### ※留意事項

- ・ 「御意見・御質問の要旨」欄に記載した内容については、説明会当日にご発言いただいた内容を基本としていますが、一部主語等を補って記載しています。
- ・ 「県の考え方」欄は、説明会当日の回答に説明会後の検討による補足を加え、記載しています。

長野県森林づくり県民税に関する基本方針案に係る県民説明会

【長野会場】

- 1 日時 令和4年10月8日(土) 13:00~14:40
- 2 場所 長野県長野合同庁舎5階会議室
- 3 参加者 55名(うちオンライン視聴30名)
- 4 意見交換の概要

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>里山整備に取り組んでいる。昨年度が1年目であり、3年間の支援が受けられるのか心配がある。これまでの制度との整合、今後の継続の見通しを伺う。</p>	<p>県民協働による里山整備・利用事業の支援については、ソフト3か年、資機材導入事業費150万円の上限を設けて支援を行っていますが、次期森林税が継続した場合、既存の里山整備利用地域の認定を受けた方には、当初予定した支援が受けられるよう検討することを考えているところです。</p>
<p>「県民が広く親しめる里山づくり」には補助率9/10ほかと記載されているが、ソフト事業の補助率はどうなるのか。</p>	<p>ソフト事業はこれまで同様、補助率10/10とする方向で検討することを考えています。</p>
<p>森林税と森林環境税について、森林環境税は国の施策であり今後どうなるかは分からない。県民の森を守るために森林税は継続いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>資源の循環利用の重要性について説明があったが、いい苗木を作ること、そのためには種子が必要という観点が抜けている。再生林に必要な苗木を供給する観点でも重要。種子を採るためには母樹林の整備が必要だが、長野県では取組が遅れている。また、マツノザイセンチュウに対する抵抗性マツの育成も必要。</p>	<p>苗木の生産はこれから非常に重要になると考えています。現在、県において採種園及び園内の母樹林の整備を行っており、引き続き整備を行ってまいります。</p>
<p>県民協働による里山整備・利用事業を活用して竹林整備を行っているが、来年度以降は「開かれた里山」というカテゴリ内の事業となるのか。 取組の継続を模索しているが、タケは切っても翌年すぐ生えてきてしまう。補助金を申請できる面積の下限値が0.05haとなっているが、その面積の整備を実施・継続するだけでも大変なので、補助要件を見直していただきたい。</p>	<p>御質問いただきました整備内容は、次期森林税では「開かれた里山」のカテゴリ内での実施となると考えています。「開かれた里山」の定義も内部で議論しているところですが、森林に入っていくためには竹林整備も必要です。そうした取組の継続の必要性も認識しており、例えばタケノコを利用するなど、継続した取組となるような工夫も必要だと考えています。</p>
<p>里山整備利用地域数を増やすよりは、長く継続して支援をいただきたい。3年くらいでは整備が追い付かない。更に大面積で一気に取り組むのは大変難しく、どうしても小面積でパッチ状とならざるを得ない状況。森林税も5年と言わず、10年、20年というスパンで考えてもらいたいし、恒久的に森林税を定着させる方向性で検討できないか。</p>	<p>森林税は超過課税として、時限的に県民の皆様にご負担をお願いしているものです。御意見、ご要望として受け止めさせていただくとともに、制度の趣旨はご理解いただきたいと思います。</p>
<p>一反(約0.1ha)の竹林を森林組合に依頼して伐採すると、まず100万円近くかかる。翌年、同様の手入りに40万円かかるような状況。他県では森林の中に竹林が侵入し、尾根まで達している地域もある。先を見据えて整備をしていく必要がある。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>山に植える苗木を作っているが、6年前に林業を始めるために支援金を探した際に、新規就農者には支援制度があったが林業にはなかった。今回の説明の中で、人材の裾野拡大のところにそうした記載があるが、具体的な支援策をお聞きしたい。また、移住して長野県に来られた方にも、林業に入ってもらうことが重要な取組では。</p>	<p>林業の新規就業者の約3分の1が長野県に移住された方であるほか、前職がサラリーマンなど転職により就業される方も8割程度おられます。このように移住や転職で来ていただく方は大変重要な担い手であると考えています。次期森林税では他産業との兼業等で林業に携わっていただく方に対し、多様な担い手として支援を検討しています。また、移住を絡めた担い手対策は、森林税による事業だけでなく長野県の森林・林業施策全体の施策の中で検討を進めているところです。なお、創業支援の観点では、初期投資がかなり必要となることを認識しており、併せて全体の施策の中で検討を進めています。</p>
<p>20年ほど前になるが、サラリーマンをやめて長野県に移住してきた。その時に林業の勉強をしたかったが、そうした場所がなかった。その後、塩尻市にある県の林業総合センターで林業士の資格を取った。長野県は移住者が多いが、山のある暮らしは魅力的。地域で森林整備も進めているが、継続性に課題。地域に根差した作業を行っているところへは支援をお願いしたい。</p>	
<p>楽しむための山づくりも重要。MTB(マウンテンバイク)で森林に入るという取組もある。ダイナミックに山を楽しめるような使い方も考えてもらいたい。</p>	<p>観光の観点からMTBも例示しており、こうした様々な観点で森林を利用し、交流が生まれ、小さくても地域で経済が循環する「森林サービス産業」への支援を検討してまいります。</p>
<p>MTB や E-bike(イーバイク)は県有林の巡視にも使えるのでは。</p>	<p>利用ルールの整備など課題もあることから、今後検討を重ねたいと考えます。</p>
<p>長野地域には多種多様な野生生物が生育しており、大型野生動物も生息。森林から市街地に出てくる野生動物も近年増加傾向にあり、山から続く河畔林をたどって出てくるということもある状況。</p>	<p>森林税を活用し、市町村と連携して行う緩衝帯整備や河畔林整備についても取り組むことを考えています。</p>
<p>市街地へ出没する野生動物の捕獲活動はかなり限界に近い状況。様々な機関が連携して対策や対応を検討していかなければならないと考えており、意見をしているがなかなか実現されない。業務の中でも都度呼び出されることに加え、麻酔銃の出動待機等がかけられるが、それによる手当もない。</p>	<p>様々な機関と連携した体制の整備について、仕組みづくりを試みているもののうまく機能していない実態があります。今後仕組みづくりを進めていきたいと考えていますので、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針案に係る県民説明会  
【松本会場】

- 1 日 時 令和4年10月11日（火）18：30～20：00
- 2 場 所 長野県松本合同庁舎講堂
- 3 参加者 104名（うちオンライン視聴25名）
- 4 意見交換の概要

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>基本方針案については否定的な立場である。このままでは里山は破壊されてしまうと懸念。里山は整備の対象ではない。県は里山のことを何も理解していない。里山は整備する対象ではなく、保護すべき場所であり、森林税で手を加えたり、作業道を開けたりすることは断固反対である。里山整備と称し破壊する県の施策に対して怒っている。里山は神聖な場所であり、整備することは根本的に間違っている。</p>	<p>里山は、活用する人がいたからこそ維持されてきましたが、時代の変遷とともにエネルギー事情も変化し、人と里山との距離が変わってきたものと考えています。いただいた指摘は、御意見として承りました。</p>
<p>松くい虫被害木が倒れるなどにより枯葉等が溜まって沢が閉塞し、危険な状況となっているほか、山に入ることすら難しい地域がある。建設会社にも相談しているが、費用が高く対処が難しい現状があるので、こうしたところに森林税を活用していただきたい。</p>	<p>松くい虫対策については主に国庫補助事業により対応しているところであり、国庫補助による対応が難しい部分については森林税を活用しているところです。御指摘いただいた危険な状況については、現場確認の上、必要に応じ対応を検討してまいります。</p>
<p>長野県の里山・森林の水資源としての重要性についても伝えた方がよいのではないか。農業などにもつながる重要な点であることから、他の産業や自分たちの生活にも影響を及ぼすことを伝えた方がよいと考える。</p>	<p>御要望として承ります。</p>
<p>再造林に関して10/10補助するとの説明があったが、現状の制度に上乘せする形で森林税を充てる場合、現在の補助金は実行経費に対する補助金ではないため、森林所有者からは個人負担なくできるという誤解を招きかねない。丁寧な説明をお願いしたい。</p>	<p>標準単価方式は、平均的な単価を設定し、それに対して7割を補助しています。実行経費が平均的な単価以上の額となった場合は自己負担が生じる可能性があるため、標準単価に関する補助であることを丁寧に説明してまいります。</p>
<p>造林、植栽、下刈りへの補助とのことだが、このとき獣害対策が非常に重要。今、これらはセットでなければ健全な山づくりはできないと考えているが、どこまでの作業を10/10補助の対象とするのか。</p>	<p>獣害対策は重要であると認識しており、再造林後の獣害対策も補助の対象とすることを考えています。</p>
<p>再造林について、広葉樹林を伐採した後の植栽についても含まれるのか、制度上の再造林としてとらえてよいのか。</p>	<p>再造林の加速化に関する補助の要件等については、関係者の御意見をお聞きしながら検討してまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>人材に関して、造林面積を増やすと担い手が不足することは間違いない。北海道など再造林が進んでいる地域において、100ha 規模の植栽があっても人手が足りずに困っている状況と聞くと、そうしたおそれはないか。</p>	<p>間伐の適齢期が経過し、主伐・再造林に森林施業がシフトする中で、どれだけ人材が必要なのかシミュレーションしながら検討を進めているところです。林業の担い手は現在約 1,500 人ですが、人口が減少する中で人材を増やしていくことは簡単でないことから、森林税では多様な担い手や裾野を広げる対策に充てることを考えています。また、その他の財源も活用しながら、兼業や移住等も考慮した担い手確保対策を検討し、施策を進めてまいります。</p>
<p>林業労働力の確保のための検討や会議は現在もされていると思うが、担い手育成については十分な議論をし、計画と対応力についても確認する必要があると認識。行政と事業体とで検証を進めながら実行していけるとよい。</p>	<p>重要な課題であり、次期森林税においても対応していきたいと考えています。</p>
<p>松本地域はアカマツの枯損木対策が重要な課題。枯損木利活用事業というメニューについて、予算確保が難しいかもしれないが、ぜひ継続して欲しい。再造林においてもカギになると考える。</p>	<p>時間が経つと樹木が成長し、元に戻ってしまうといった課題があることは認識しています。</p> <p>一方、森林税を活用した事業の補助率は、通常の補助事業より高率としています。これは、事業の性質として先送りできない喫緊の課題の早期解決を図るため、森林所有者や事業実施者の負担を軽減していることによるものですが、限られた財源を多くの県民の方々に活用いただくために、現行の森林税による事業実施については一回に限ることとしています。</p>
<p>ライフライン保全、景観整備、観光地等魅力向上については、整備を行った年はよいが、数年すれば再度荒れてくることもある。過年度事業地も含めて検証し、当初の目的を達成するために再度手を入れるべきところには事業を行えるよう検討されたい。</p>	<p>制度や仕組を抜本的に切り替えることは、国も様々な観点から考えていると認識しており、例えば現在の経営管理制度等については、御指摘の課題を踏まえて創設されたものと考えています。</p> <p>個人財産に対する扱いは難しい点もありますが、ゾーンングをどのように進めるか検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>県の説明は、森林を全て木材生産の場として見ているように感じる。森林は多面的機能を有していることから、機能によってゾーンングし、それに応じた施業をするべき。</p>	<p>個人財産に対する扱いは難しい点もありますが、ゾーンングをどのように進めるか検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>民有林での施業には各森林所有者の承諾が必要であり、これに大変苦勞している。更に里山では耕作放棄地が増えていることも課題で、現状森林に見えても、地目上は森林ではないために事業実施できないという地域もある。森林は地域の財産であるので、地域の森林として組み替えていただき、地域の林業団体が施業を請け負っていくという形が望ましいと考える。</p>	<p>信州 F・POWER プロジェクトは、平成 24 年から開始し、製材工場については平成 27 年度から、バイオマス発電所は令和 2 年度から稼働していますが、森林税で直接支援しているものではないことから、基本方針案には明記していないところです。主な課題としては、木材の安定供給や製品を安定的に販売・流通させることが挙げられます。現在、全国的に発電用や紙パルプ用の木材需要が高まっていることから、こうした状況にいかに対応していくかが課題と認識しています。</p>
<p>信州 F・POWER プロジェクトに関する言及がない。当初計画から 6 年ほど遅れたと報道されているが、今後の見込みは。</p>	<p>信州 F・POWER プロジェクトは、平成 24 年から開始し、製材工場については平成 27 年度から、バイオマス発電所は令和 2 年度から稼働していますが、森林税で直接支援しているものではないことから、基本方針案には明記していないところです。主な課題としては、木材の安定供給や製品を安定的に販売・流通させることが挙げられます。現在、全国的に発電用や紙パルプ用の木材需要が高まっていることから、こうした状況にいかに対応していくかが課題と認識しています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>この地域はアカマツ林が大きな問題となっている。10年程アカマツの更新伐を進めており、地域振興局からは成功事例と伺っていたが、今回触れられていない理由は。</p>	<p>取り組んでいただいた箇所更新伐は、国庫補助事業で実施されており、森林税事業で実施されたものではないことによります。</p>
<p>次期森林税で徴収する約34.4億円のうちの半分が森林の整備、特に再生林に充てられるとのことだが、基本方針案から具体的に何をやりたいのか分からない。なぜ一般財源ではなく、目的税により行う必要があるのかの説明になっていない。森林税を本当に徴収する必要があるのか。</p>	<p>主伐・再生林については、高齢級の森林の比率が高い本県において、喫緊の課題である2050ゼロカーボンの実現に向けCO2吸収機能の高い若い森林に更新するため、また、林業振興を図るためにも政策的、先導的に進める必要があることから、森林税を一部活用し、取組を加速化することを検討しています。</p> <p>本県の中期財政試算によると、今後、約80億円から120億円の財源不足が生じることが見込まれ、一般財源での対応が難しい状況であることから、県民の皆様にご負担いただく森林税により、皆様が森林の恵みを継続して受けられるよう、その機能の向上を図ってまいりたいと考えております。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針案に係る県民説明会

【佐久会場】

- 1 日 時 令和4年10月16日(日) 13:00~14:40
- 2 場 所 佐久大学6号館1階6101講義室
- 3 参加者 70名(うちオンライン視聴21名)
- 4 意見交換の概要

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>再生林の加速化について、市町村によっては嵩上げ補助を行っている場合もある。今回10/10の補助になるということだが、市町村補助との整合性はどうか。標準経費には、事業体の利益を含む一般管理費は計上されていない。10/10補助の上で、市町村の嵩上げ補助を認めてもらえるとありがたい。</p>	<p>市町村によって嵩上げ補助を実施しているところとしていないところがあると認識しています。今回全県的に10/10補助を行うことで再生林を進めたいと考えています。造林補助の制度上、一般管理費は対象となりません。補助制度については、全体の制度設計の中で市町村と相談してまいります。</p>
<p>林業の労働災害の対策について考えを伺いたい。</p>	<p>森林税では、小規模な事業体の労働安全対策の施策を充実させることを想定しています。森林組合など中核的な担い手に対しても、国庫補助等の既存の施策で十分だとは考えていないので、更に対策を充実させ、しっかり対策を行っていきたいと考えています。</p>
<p>ゼロカーボンの視点は重要だが、二酸化炭素吸収のために林業をやっているわけではない。木材生産について、大きな目的の中に加えてほしい。</p>	<p>ゼロカーボンに資する森林づくりは喫緊の課題であると同時に、木材の生産量を増やして流通させ、県内で使っていくという業としての部分も非常に重要だと考えています。そうした視点の分かり易い説明にも努めてまいります。</p>
<p>森林税は自然林でも使うことができるのか。あくまでも植林地や里山限定なのか。</p>	<p>人工林の整備が主体ではあるが、里山には自然林も混在していると想定しています。森林税全体では様々なメニューがあるので、自然林も意識した里山の利活用を進め、県民の皆様に森林税の効果を実感していただける施策を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、森林税のあり方は県民の皆様の意見を聞きながら決めていきますので、これまでの使途にこだわらず、こういったことに必要だという御意見をお聞かせいただければと思います。</p>
<p>みんなで支える森林づくり県民会議や税制研究会において、第3期の検証はしっかり提示されるか。</p>	<p>県民会議は今年度これまで2回開催し、第3期の4年目までの取組をしっかり説明するとともに、成果に対する御意見をいただいているところです。税制研究会では第2期から第3期にかけて議論していただいておりますので、そこでの論点に対する考え方を、今回の基本方針案でも整理しているところです。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>今後の新規事業の算定根拠や他事業との関連性はどうか。</p>	<p>事業量や森林税額は基本方針案の別紙に整理しています。森林環境譲与税や国庫補助等とのすみ分けも、基本方針案の中で整理して例示しているところ です。</p>
<p>市町村支援金のメニュー化について、市町村ごとの配分はどうか。</p>	<p>基本は各メニューにおける各市町村からの要望に優先順位をつけていくことと考えていますが、要望に対する配分額がゼロになってしまう市町村がないよう、工夫することを考えています。</p>
<p>最近家をリフォームしたが、長野県産材の扱いが ない。県産材の流通・利用についての施策はどうか。</p>	<p>県産材の利用促進について、県としても取り組ん でできているが、それが伝えきれていないことは反省点 と受け止めています。現在、工務店への支援で県産材 の家を広める取組も進めているところですが、佐久を含 む東信地域は県内のカラマツ生産のメッカでもあること から、そうした情報もしっかりと伝えていきたいと考 えています。</p>
<p>入り口が施錠されている林道も多い。私有林に森 林税を充てても受益者は一握り。税金を投入する上 でそのあたりを改善されたい。</p>	<p>これまで里山整備利用地域として、地域の皆さん が整備し利用する取組に対して支援をしてきたところ ですが、今後はそうした地域の数を多くするというより は、多くの皆さんに利用していただけるようなルール や仕組みづくりに力を入れていきたいと考えていま す。</p>
<p>素材生産量を増やすと言っても、使われなければ どうしようもない。新型コロナの影響で、需要が減った 途端に木材価格が暴落し、その後、ウッドショックや ロシアによるウクライナへの侵攻の影響で今度は価 格が倍にまで高騰した。こんな品物は世の中にはな い。需要を安定させないと林業として素材生産量を 増やすことは難しい。</p> <p>また、県産材利用の推進をお願いしたい基本方 針案の中にも薪のエネルギー利用については記載 があるが、薪だけでなく大量に消費できるチップボ イラー等についても検討いただきたい。</p>	<p>林業県へ飛躍していくという観点から、木材生産 を増やし需要を創出していくことは重要だと考えてい ます。住宅支援以外にも今年度から様々なものを木 に変えていく「ウッドチェンジ」をテーマにしながら、 製品開発に対する支援に取り組んでいます。</p> <p>また、木質バイオマスについては、チップボイラー を含め、ペレットボイラーやストーブの普及によって 県民の皆様がカーボンニュートラルやカーボンオフ セットに直接参加できるよう取り組んでいるところ です。県産材の流通に関しては更なる検討が必要だと 考えており、業界団体の意見を聞きながら取り組ん でまいります。</p>
<p>山を管理していく中で、私有林をまとめることは非 常に大変。集約化に対する補助制度もあるが足りて いない。県だけでなく市町村も一緒になって検討い いただきたい。</p>	<p>規模が小さい個人有林の集約化は非常に大変で あると認識しています。これまで森林税で集約化に 対する支援をしてきたところですが、市町村とも連携 し、意見交換をしながら今後どう進めていくのか、森 林税に限らず他財源の活用等も含めて検討を進め てまいります。</p>



御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>人材育成について、自分の子供もやまほいくに通園させていただいた。佐久地域の長期的な人材育成を考えたときに、やまほいくで原体験を与えて、林業大学校で人材を育成することは良いことだと思うが、東信地域に林業科のある高校がない。リクルート活動を行なっても興味を持ってもらえない。東信地域では林業が活発になってきているので、高校の林業科設置について、部局横断で検討してほしい。</p>	<p>幼少期から社会人までの様々な過程で、森林・林業を学べる環境を作っていく必要があると考えています。これまで幼少期のやまほいく、学校林での活動を支援してきたところですが、中学校での職業体験等において林業を職業として意識してもらえる取組を支援したいと考えています。更に高校以降でも森林・林業を学べる道筋をしっかりと体系化して、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、高校における林業科の設置について、ご指摘の趣旨のとおりだと考えており、現在高校再編の最中にありますが、出口と入口をしっかりとさせることが重要です。入口というのは、中学生が職業高校や普通科など、どういう進路を希望するかということです。将来の産業構造を見据えて入口を考える際に、長野県は農業や林業など、人材確保が重要となる分野が非常に多いことから、各分野が求める就業者数を見極めながら、専門的な教育を高校レベルで受ける人数がどの程度必要なのか、整理していきたいと考えています。木曾地域では高校レベルでは木曾青峰高校があり、木材の加工技術については上松技術専門校があり、隣接する伊那地域には信州大学の農学部林業学科があることから、「林業を学ぶなら長野県で」と思ってもらえるよう、場合によっては全国募集を行なうなど、しっかり対応していきたいと考えています。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針案に係る県民説明会

【伊那会場】

- 1 日 時 令和4年10月19日(水) 18:30~20:00
- 2 場 所 長野県伊那合同庁舎講堂
- 3 参加者 81名(うちオンライン視聴37名)
- 4 意見交換の概要

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>防災・減災のための里山整備が28億円から4.3億円と約1/7になっているが、県としては、やり残した1,500haを終えれば防災・減災のための里山整備は終わると考えているのか。気候変動の状況を考えて、ますます雨の降り方が変わってくることが想定されることから、1,500haを整備して終わりとなることは考えにくい。</p>	<p>第3期における28億円については、防災・減災のための里山整備の他に河畔林整備なども含まれており、防災・減災のための里山整備のみの森林税活用額は概ね11億円程度となる見込みです。</p> <p>次期では国庫補助事業の要件が緩和されたことからこれを活用し、国庫補助及び県の一般財源による義務補助の7/10に加え、2/10を森林税で嵩上げ補助して整備する地域があることから、活用する森林税の額が第3期より減ることとなります。</p> <p>森林税による整備を行うこととした区域以外の森林については、従来から実施してきている造林補助事業により整備してまいります。</p>
<p>再造林の加速化について、資源の循環利用を行う森林を約10万haと想定するとしているが、再造林等に係る10/10補助はその森林内に限定することか。</p>	<p>資源の循環利用を行う森林の約10万haについては、地形や道路からの距離といった一定の条件から算出したものです。主伐は経営が成り立つところで行われると考えられることから、再造林の加速化に係る支援は、当該森林内において実施されるものを対象とすることを想定していますが、詳細な制度設計は現在検討しているところです。</p>
<p>里山整備利用地域の取組として、整備に2年間取り組んできたところ。最大で3年間支援していただける仕組みなのだが、私達が整備している地区では残りの1年が第3期から外れてしまうため、次期森林税においてもソフト事業及び間伐等のハード整備ともに支援を継続して欲しい。</p>	<p>里山整備利用地域は現在100地域を超える箇所が認定され、それぞれの地域で取組がなされているところです。当該地域において実施できる補助事業は大きく分けて間伐等のハード整備と、資機材等や活動の支援を行うソフト事業の2種類があります。ソフト事業については、第3期森林税の期間内(平成30年度から令和4年度までの5年間)において、3年間を上限として支援することとなっています。このため、例えば里山整備利用地域の認定が令和2年度で、令和3年度から整備を始めた場合、現行の制度では令和4年度の整備までしか支援が受けられないこととなりますが、そうならないよう、次期森林税において残る1年分を支援することができるように考えているところです。一方、ハード整備には支援を受けられる年数に上限はないものの、次期森林税では「開かれた里山」のための整備として新たに事業構築することを考えており、事業内容が第3期と変わります。このため、第3期に比べて支援できるエリアが限られる可能性はありますが、広く県民の皆さんに利用していただける地域に対して支援することを考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>里山整備の活動を8年ほど続けている。これまで資機材の導入の支援はあったが、維持管理などの支援がなく、その点をどうするかが課題。また、当初の事業から年数が経過する中で、活動人員の高齢化が進んでおり、活動が難しくなっている現状。加えて、活動している地域のほとんどが私有林であり、活動に係る協定を結んでいるとはいえ、時間の経過とともに所有者の対応も様々となってきたことから、活動のモチベーション低下につながっている。</p>	<p>これらの問題は他の地域でも共通していると認識しています。里山整備利用地域の活動支援は、里山の自治活動への支援に近いと感じておりますが、特効薬的なものは無いと考えています。そうした中で、他の地域では、若い薪ユーザーを確保して地域内で経済が循環する取組を進めているところもあり、こうした各地域の事例を共有して、課題解決に繋げられるようにしていきたいと考えています。</p>
<p>今後の森林づくりに向けて、林業経営に適した森林においては再造林を進めていくとある。一方で林業経営に適さない森林が約 2/3 あり、針広混交林等に誘導するとされているが、これらについてどのような支援や取組を考えているのか。</p>	<p>森林経営管理制度により、森林所有者から市町村が管理を委託された森林のうち、経営に適していない森林については森林環境譲与税を活用して針広混交林化を図っていくことを想定しています。</p> <p>また、崩壊のおそれがあるなど保全していく必要がある森林については、保安林等に指定して整備していくことを検討してまいります。</p> <p>なお、技術的な支援については、県としても林業総合センター等で様々な研究を行っているところであり、こうした成果を周知してまいります。</p>
<p>再造林に取り組んでいくにあたり、林業就業者数は減少しており、増やしていかなければならないと感じている。また、林業は死亡事故率が他産業より高く安心して就業することができないイメージが強い。より多くの予算を充てていただくなど、林業への就業に対する支援を強化していただきたい。</p>	<p>間伐から主伐へシフトしていく中で、間伐は減ると想定され、仕事の質も変わると考えています。そうした中で、人材の確保は大変重要であると認識しています。林業の担い手には、中核的担い手(森林組合等)と多様な担い手(自伐型や個人事業主、兼業等)があると考えており、森林税では、従来の国庫補助等で手当てされてこなかった多様な担い手への支援を想定しています。蜂アレルギー対策を例にとると、中核的担い手には支援があるものの、多様な担い手には支援が無い状況にあることから、そうした部分を支援してまいりたいと考えています。</p>
<p>林業技術者の減少は課題だと感じている。蜂アレルギーに対する予防的な対策キットの場合、1本 10,000 円と高価であるにもかかわらず、購入に保険が使えないため、事業者としても負担が大きく、こうしたところにも支援されたい。また、機械を扱う産業であることから講習の受講が大切なのだが、すぐに枠が埋まってしまって受講できないことが多いため、支援をお願いしたい。</p>	<p>予算については、森林税による対策だけでなく、他財源を活用して別途対策を検討していく必要があると認識しており、安全対策やキャリアアップについては、更なる充実が必要であるとと考えています。</p> <p>講習についてもニーズがあると考えており、現場の声を伺いながら対応を考えてまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>経済成長率をみると、一次産業はどんどん衰退している。経済成長と安全・安心に働き続けていくことの2つが成し遂げられることが重要だと考える。</p> <p>森林林業に関わる仕事は公益的であるが、経済成長に関する取組についてどのように考えているか。DXやGXと言われる中で、社会経済システムを変えていくことや、長期的な視点に立って取り組むことを考えていかないと、林業従事者がエッセンシャルワーカーになっていかないのではないかと。</p>	<p>経済成長における新たな取組としては、基本方針案に掲げさせていただいたとおり、森林サービス産業として、森林の多面的な機能を活用した文化、観光、教育、観光等の分野をビジネスにつなげていき、地域で経済を循環させる産業に育てることを考えています。また、こうした取組を進めることにより、従来の林業・木材産業にさらにプラスになるような支援をしていくことを検討しています。併せて、森林の価値を高め、森林や里山の賑わいをビジネスの活性化にも取り組むことも検討してまいります。</p> <p>また、森林は植えてから収穫するまでに時間がかかることから、長期的な視点に立つことが重要であると認識しています。本日は森林税を活用した、今取り組まなければならないことを中心にご説明したところですが、森林税に限らず、社会的共通資本としての森林に係る対策についても、検討を進めてまいります。</p>

## 【パブリックコメント】

### 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について

- 1 実施期間 令和4年9月22日(木)～10月21日(金)
- 2 意見提出者数 39名(延べ121件)

区 分	人 数
森林税の継続に賛成、または継続を前提とした取組などについて御意見等を述べられた方	28
森林税の継続または基本方針案の内容に反対の御意見を述べられた方	4
その他の御意見等をお寄せいただいた方	7
計	39

いただいた御意見は、以下の項目ごとに整理した上で、県の考え方を記載しています。

- ・ 再造林に関する御意見
- ・ 森林整備に関する御意見
- ・ 担い手確保に関する御意見
- ・ 里山利用・保全、多面的利活用等に関する御意見
- ・ 木材利用に関する御意見
- ・ まちなか緑等に関する御意見
- ・ 市町村に対する支援に関する御意見
- ・ 森林環境譲与税との整理や森林税の制度に関する御意見
- ・ 森林税活用の成果、PRIに関する御意見
- ・ 森林税活用事業の制度に関する御意見
- ・ その他の御意見

# お寄せいただいた御意見等の要旨及び県の考え方

## ○再造林に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
1	区域のゾーニングが明示されていないので、できれば各地域のどこを「林業に適した森林」と設定しているのか示されたい。	○「林業経営に適した森林」は民有林人工林の約3分の1、民有林の15%弱に相当する約10万ヘクタールを見込んでおり、今後、10年をかけて80年サイクルで更新する仕組みを構築するため、当面5年後（令和9年度）の再造林面積を年間1,000haとすることを目標とし、将来的には年間1,250haの再造林が行われるよう取り組んでまいります。具体的には、森林税を活用した再造林の加速化の取組に加え、森林所有者への啓発活動、森林経営計画策定の促進、効果的な獣害対策など再造林を進めるために必要な対策について総合的に取り組み、再造林が進むよう適切な進捗管理を行ってまいります。
2	林齢の平準化を行う事は必要だと考えるが、その目標数値の実現性が低いのではないかと考える。基本方針案に係る県民説明会資料P17にあるように、林業に適した森林10万haについて、これを全て皆伐・再造林できるという設定は大丈夫なのか。	○林業経営に適した森林は、地形や道路からの距離などの条件から算定し、市町村森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」等に位置付けることを検討しており、今後、必要な位置情報等をオープンデータとして公表してまいります。
3	道路からの距離や平均傾斜といった一定の条件に適合する森林を「生産林」とするのはよいと思うが、皆伐や再造林が可能かは疑問。集落に近い森林の場合、皆伐施業はその地域の住民から求められないケースも多いため、一律に皆伐施業を提示するのは難しいのではないかと。	○主伐・再造林については、森林所有者をはじめとした関係の皆様のご理解を得て進めていくことが重要であり、仮に林業経営に適した森林に位置づけられたとしても、森林や地域の状況により主伐や再造林が困難な場合は、それぞれの森林に応じた整備が行われるよう取り組んでまいります。
4	主伐（皆伐）・再造林を進めるのであれば、市町村整備計画の長伐期施業の指定について議論がなされ、この部分での市町村整備計画の積極的な変更も視野に入れるべきではないかと。	○ゾーニングに当たっては、市町村森林整備計画の長伐期施業の指定も含めて適切なものとなるよう、市町村と協力してまいります。 ○具体的な方策については、今後ガイドラインや補助要綱等で整備してまいります。
5	再造林を進めた時に苗木の確保は充分なのか。不足があるとすれば、種苗関係の育成や助成対応が必要ではないかと。	○林業用の苗木は生産に2～3年を要し、数年先の需要を見越して準備する必要があることから、苗木の需給を調整する場を設けています。加えて、遺伝的に優れた種子の確保や品質の高い苗木生産が重要であることから、既存財源を活用しながら、林業用苗木の採種園等の整備や種苗生産者の支援を行ってまいります。
6	再造林の増加に伴い苗木の安定的な確保（特にカラマツ）が重要課題。森林所有者が適地適木を基本に継続的な山づくりを計画的に実施できる長期的かつ安定的な生産供給態勢の整備を検討されたい。	こうした取組により、安定的な苗木の確保に努め、増大が見込まれる需要に適切に対応してまいります。
7	今後再造林率を上げるのであれば、植栽苗木の購入価格に補助して欲しい。現在の山行苗木がもっと安価になれば、植栽にチャレンジする事業者は多くなると考える。	○再造林の加速化については、使用する植栽用の苗木も支援対象としています。また、苗木の価格については、生産量の増加に伴う生産性向上によりコストダウンが期待されることから、適正な価格となるよう生産者団体とも協力してまいります。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
8	再造林の加速化に、想定される予算の3分の1を充てることは過大であるとする。主伐は基本的に経済行為であり、そのあとに再造林をすることは、いわば森林所有者の責務である。再造林率を高めることは重要な課題ではあるが、それは国が補助すればよいことである。納税者（県民）にとって再造林の優先度は災害防備に比べれば低く、低い優先度のものに最大の予算枠を与えることは納税者の納得を得られないとする。	○本県の民有林人工林は約8割が50年生を超えており、資源として利用可能な状況ですが、再造林やその後の保育作業に要する費用が森林所有者への負担となっており、主伐・再造林などの森林の若返りが進んでいない状況です。  ○こうした状況がこのまま進むと、高齢級化に伴う森林の二酸化炭素吸収量の低下を招くほか、極端な年齢配置の偏りにより、継続した森林資源の利用にも支障が出てくるおそれがあります。
9	再造林に嵩上げによる10/10補助を行うと、再造林費用の負担があるために主伐を控えていた森林所有者に対し、事実上の主伐補助金として作用してしまうとする。納税者からみれば「県が素材生産量の目標を達成したいばかりに、森林税をつかって主伐を促進している」ということになるおそれがある。素材生産量の増加は、県内の林業にとって必要だが、それは森林税を用いて行うより、産業振興政策として一般財源から支出する方が論理的である。	○こうしたことを踏まえ、旺盛な成長力を持つ若い森林に更新するための主伐・再造林の推進は、2050ゼロカーボン実現や林業県への飛躍を図るための喫緊の課題と認識しており、県民の皆様にもこうした課題や重要性等を丁寧に説明し、超過課税を充てることに対してご理解いただけるよう取り組んでまいります。
10	再造林に10/10補助をするのであれば、「効率的な施業が可能な森林」（10万ha）の土地を明確にし、その区域内の主伐跡地に対してのみ行わなければならない。そうでなければ「10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築」することができない。ただし、このように限定すると、このエリア外では再造林放棄が横行するおそれがあるため、エリア外では一定面積以上の皆伐を禁止しなければならない。また、10/10補助を受けた森林所有者・林業経営者に対しては、その後の間伐までを確実におこなわせる義務を協定で結び、間伐を実行するまで県が監視していく制度を整える必要があるとする。主伐跡地に再造林だけを行い、その後放置してしまうのでは、将来の資源確保はもちろん、CO2吸収源としても実効性がなくなってしまう。	○再造林の加速化は、林業経営に適した森林において行われる再造林等を対象として支援してまいります。また、ルールに基づく伐採の徹底や伐採後の確実な更新を図る観点から、原則として、市町村が認定する森林経営計画等に基づく再造林を対象としています。  ○また、森林の伐採については森林法に基づく伐採造林届出制度の運用等により、また、再造林後の間伐など適切な森林整備については森林経営計画制度等に基づき、それぞれ適切に行われるよう市町村と協力しながら対応してまいります。
69 11	森林資源が充実し、本格的な木材供給の時期を迎える中、従来の間伐中心から再造林の加速化に主軸が移り、補助率も10/10とされたことは、時宜を得た選択であるとする。再造林後は、一定期間下刈りが必要となるので、植栽と同様の補助が受けられるよう検討されたい。	○再造林の加速化では、再造林同様その後の初期保育（下刈り、獣害対策）に必要な経費も含めて支援してまいります。
12	植林と保育における下刈りに必要な補助金を望みたい。	
13	長野県全体の再造林面積のピークはもう少し先の時代になると思うが、第4期の5か年間で何を行っておくべきかの整理が必要。	○効率的かつ森林所有者が安心して再造林を進めていくためのマニュアル整備や、再造林後の初期保育（下刈り、獣害防除等）に向けた担い手確保が重要となることを意識し、現場の声を聞きながら整理を進めてまいります。
14	再造林に対する補助率10/10の嵩上げ対象のイメージとして、「機械を用いた地ごしらえ作業」「乗車型の機械を用いた下刈り作業」等が挙げられているが、これらの実施内容を検証することが10年後20年後に生きる。条件の設定に際しては、林業事業体など現場の意見やアイデアをぜひ取り入れて欲しい。	○再造林の加速化に係る条件設定に当たっては、現場のご意見もお聞きし、省力化に資する取組など将来につながる取組を含めるよう検討してまいります。
15	再造林の10/10補助の対象とならない区域において、主伐も進まず、再造林も行われないことにならないよう、従来型的主伐再造林と10/10補助対象の棲み分けの十分な議論が必要。	○まずは、林業経営に適した森林において森林資源の循環利用が確かなものとなるよう、再造林の加速化に取り組んでまいります。併せて、市町村等と連携し、再造林の加速化の支援対象外となる森林についても、どのような支援が適切なのか、別途検討してまいります。
16	上乘せ補助を行い、再造林を加速化させるよう見受けられるが、再造林を進める機運を高める上では、補助を活用しない造林や自力伐採跡地などの再造林に対する考え方があってもよいのではないかと（造林苗木の購入補助など）。	



	御意見・御質問の要旨	県の考え方
17	森林税による森林整備の対象に再造林が加わることに賛成するが、現行の森林環境保全直接支援事業補助金への嵩上補助ということであり残念。小規模事業者は森林経営計画を策定することが困難であり、そうした者の再造林が難しくなるのではないかと。嵩上ではなく、間伐同様に森林税単独による補助とされたい。	○再造林の加速化については、ルールに基づく伐採の徹底や伐採後の確実な更新を図る観点から、森林経営計画等に基づく再造林を対象としています。また、森林経営計画が策定されていなくても、今後策定することを前提として、市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく再造林も対象となる場合もあります。全ての再造林が対象となるわけではありませんので、対象の可否については、個別のケースごと地域振興局等にご相談をお願いします。
18	全ての再造林を10/10補助とする場合、今までの施策との整合性や現場での工夫の停滞、施策の継続性の可否、再造林がピークを迎えたときの財源不足等の問題が起きるのではないかと。	
19	長野県ゼロカーボン戦略を推進する中で、森林資源を健全に維持しCO2吸収量を増加させることが森林に求められていると思うが、主伐再造林時代において2030年までの短期的にCO2吸収量を増やすことは難しいのではないかと。今や一刻の猶予も許されない2050年までのカーボンニュートラル実現のために、部門の垣根を越えて、それぞれの立場で真剣にカーボンニュートラルを目指していかなければならないのではないかと。	○それぞれの立場で、2050ゼロカーボンの実現に向け必要な取組を進めることが重要です。森林税を活用し、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、若い森林に更新する再造林を加速させてまいります。
20	D材の搬出に5円/kgでも補助があれば、地域の温浴施設等でのバイオマス熱利用が促進されると考えられ、CO2削減は大きく進むと考える。D材の搬出を行うことができれば、地拵えの際に大幅な効率化が見込めるため、皆伐再造林には合理的ではないかと。	○これまで搬出されず伐採現場に残置されていた未利用材（D材）の利活用については、地拵え作業の効率化等に貢献できると考えています。令和4年度から、既存財源を活用しながら実証事業を実施しており、森林税を活用した再造林の加速化を進めるに当たって、未利用材を効率的に搬出できた事例等を共有し、引き続きその活用を図ってまいります。
21	主伐の時代を迎え、今後更に必要性が増す急峻地を走行可能な運材用の車両、人員輸送車、あるいは苗木運搬用ドローン等の導入を促進する助成制度の創設を検討されたい。	○林内の運材用車両等の高性能林業機械の導入については、国庫補助事業や制度資金（林業・木材産業改善資金）の活用が可能な場合があります。また、苗木運搬用ドローンを含めスマート林業関連機器の導入についても、県独自に支援を行っているところです。
22	県内の森林のうち〇%にあたる〇haが生産林として成立出来れば、定期的に〇m <sup>3</sup> /年の安定供給が見込まれ、そのためには〇mの作業道作設が県内にあるべき、という作業道作設（インフラ整備）に重点を置いた森林政策を先にやるべきだと考える。その基盤が整い次第、順次皆伐や再造林を実施するという順番で進めることが大切ではないかと。	○ご指摘のような順序で施策を実行していくことは大変重要と考えます。一方で、森林の状況は所有者の考え方も含め様々なことから、全体的な課題を踏まえつつ、既存のインフラを最大限活用しながら再造林が進むよう取り組んでまいります。

## ○森林整備に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
23	成長したカラマツの材としての利用から始まり、木質バイオマスでもあるカラマツ、杉などの商としての植林、気象変動による災害防止による鎮守の杜として広葉樹を中心として針葉樹との混合林にした災害に強い山づくりが必要。	○森林税を活用し、第3期末に未整備で残る見通しである「防災・減災のための里山整備」に取り組みつつ、「再造林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りや、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組を進めてまいります。
24	再造林の加速化に大賛成。しかし、森林整備への取り組みに温度差があり、未だ間伐が済んでない森林がある。	
25	実際に目で見える防災・減災の森林づくり、50年後を見据えた適地・適木のへの試金石となれる再造林、林産物を目的とした森づくり(例、タラの木・松茸山)などを試してみたい。	○森林にはさまざまな機能があります。土砂災害防止機能などの公益的機能を発揮させることが特に重要な森林、木材生産機能の発揮が期待される林業経営に適した森林や、里山など人の暮らしに身近な森林など、それぞれの森林の機能に応じた森林づくりが適切に進められるよう取り組んでまいります。
26	近年多発する豪雨などにおいても、森林の持つ役割は一層大きなものとなっているため、森林整備は計画的に行っていただきたい。	○県土の8割を占める森林は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など私たちの暮らしにとって重要な役割を果たす貴重な財産であることから、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、長期的な視点も持ちつつ、森林整備を計画的に行ってまいります。
27	木材生産のための森、水源や自然環境保全のための森、森の良さに触れその理解や心身の健康増進をはかるための森などを未来にどれだけつくっていくかなどについて計画を立て、せめて200年くらい先までの長野県内の森林のあるべき姿を具体的にすべきと考える。	
28	将来の長野県内には、針葉樹を植林する森は必要最小限として、ブナなどの広葉樹の自然の森を増やしていくことが良いのではないかと。	○林業経営に適した森林については、針葉樹を中心とした人工林の森林づくりを進めてまいります。それ以外の森林については、広葉樹林や針広混交林など、極力人手が必要とならない森林づくりを進めてまいります。

## ○担い手確保に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
29	林業労働力については別途対策の検討が必要。	
30	就業希望者の掘起し・登録、即戦力となる就業希望者の積極的な育成に取り組んで欲しい。素材生産事業体の支援策として、新規参入を計画している事業体の起業支援、経営基盤の拡充に向けた小規模林業事業体の協業化支援、補助事業を活用するための経営計画の作成支援、効率よく素材生産を行うための素材生産技術の底上げ・平準化を推進されたい。	○森林税を活用し、多様な林業の担い手である小規模事業者の活動を支援するとともに、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者の拡大に取り組みます。
31	技能職員の高齢化もあり、若い後継者の確保に苦慮している。どのような支援がお願いできるか。	○また、森林税以外の既存財源の活用も視野に、林業の中核的担い手に対する生産性や経営力の向上、新規就業者の確保・育成などの支援策を別途検討してまいります。
32	人材育成に力を入れ、更に増やして欲しい。	○こうした生産性の向上などの取組を通じ、一人当たりの生産量を増加させるなど、林業就業者の所得向上にも繋がるよう取り組んでまいります。
33	林業労働力の的確な確保は、従事者の所得の向上にあると考える。事業体の努力も必要だと思うが、公共単価の見直し、福利厚生に対する助成など、行政においても検討されたい。	
34	新規就労者の育成には多額の経費が必要であり大きな負担となることから、安定的に林業従事者を育成できるよう、「緑の雇用事業」を補完する制度の創設を検討されたい。	○新規就業者の育成に向けた支援の充実は重要と考えています。中核的担い手に対しては、就業環境の整備や経営力の向上等により、就業者が安心して働き続けられるよう、既存の施策も踏まえた支援策を別途検討しています。
35	再造林化は、税事業のみの事でなく、国有林事業、関係機関造林事業などを考えた時、やはり現状労働力では足りない部分があると想像される。地域住民、県民の総参加による森林育成の機運を高めることが、行政の進めるべき方向ではないか。	○再造林の推進に必要な保育従事者の確保については、機械導入等による省力化の取組に加え、中核的担い手に対する既存の施策を踏まえた支援策を検討するとともに、森林税を活用した多様な林業の担い手である小規模事業者の活動への支援等により、兼業や一時的な就業を含めて、多様な人材の確保に努めてまいります。また、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上に図ること
36	近年、素材生産となる搬出間伐が主であったため、新植地が極端に少なく造林・保育の技術が継承されていないと感じる。造林・保育に係わる研修の実施と担い手の育成をお願いしたい。	○将来の林業就業者となり得る理解者の裾野拡大に取り組んでまいります。
37	下刈りの時期は6月～8月の3か月に集中するが、人員がどれだけ見込めるのか疑問。下刈り時期は各地でもニーズが高まるため、人件費をどこよりも高く設定できなければ、人員の確保は難しいのではないか。	○保育従事者に対しては、労働安全や幅広い技術習得などの支援を検討してまいります。
38	従来から里山整備に取り組んできた団体は高齢化しており、若返りを図っていく必要があると考える。新しく森林に関わりたい人々は、移入者を中心に多く関心は高い。このマッチングができる仕組みを、森林税を用いて構築すべきである。	○今後、間伐については対象面積の減に伴い実施面積が減少していくことが見込まれることから、下刈り等の保育作業へのシフトが円滑に行われるよう、関係者と協力して取り組んでまいります。
39	市町村へ「きこり」の地域おこし協力隊の募集を促して欲しい。	○森林税を活用し、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上を図るとともに、健康・教育・観光などに森林を活用する「森林サービス産業」の推進により、山村地域の交流人口の拡大に取り組んでまいります。
40	森林経営管理制度に伴い、もし求人などがあれば共有されたい。	○県では、市町村の状況をお聞きし、市町村からの個別相談への対応や、林業関係に従事している地域おこし協力隊の取組の紹介や交流促進などに取り組んでまいりたいと考えています。
41	林福連携が「安くて便利な労働力」として扱われないようにしなければならないと考える。	○市町村において、森林経営管理制度に関連した地域林政アドバイザーの求人を出している場合があります。求人の有無等については、県庁林務部森林経営管理支援センターへお問い合わせください。
		○今年度施行された障がい者共生条例の趣旨等も踏まえ、薪生産やきのこ生産などの林業関係の幅広い分野が、障がいのある方の就労の場として活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。

○里山利用・保全、多面的利活用等に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
42	地域で活動している人材の高齢化が進み、負荷が大きい。特定の人材に負担が大きく、ボランティアでは限界がある。 地域の実情・事情にあった政策を検討してほしい。また、そのような支援金事業にしてほしい。	
43	チェーンソー作業など危険作業も多いので、活動における障害保険や損害賠償保険などの費用支援をお願いしたい。	○これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、森林税を活用し、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備、地域の皆様の講習会・研修会の開催等について支援してまいります。
44	現在、里山整備利用地域として認定され、団体として活動を継続している。その中で地域住民対象の講習会や研修会などを開催すると反響も大きいので、こうした地域住民への講習会などの施策に対し、資金支援をお願いしたい。	○また、地域活動に必要な各種保険等に対する支援や、認定された「里山整備利用地域」における地域活動については、現行制度と同期間の支援が可能となるよう検討してまいります。
45	里山整備の活動を継続したいので、県民協働による里山整理・利用事業を継続して欲しい。	
46	県民が広く親しめる里山づくりは推進すべきであると考えている。想定では50箇所／5年間であるが、県下のすべての市町村に、市民が親しめる（利用できる）里山を設けるべきである。これは、森林に親しむ権利を実現することにもなり、親しめる森林がある地域は県外からの移入者を多く獲得できるからである。	○一方、地域で活動されている方々の高齢化は多くの地域で共通する課題だと認識しており、各地域の事例を共有して、課題解決に繋げられるようにしたいと考えています。
47	森の良さに触れる事業にももっと森林税を使っていくべき。県内に4カ所くらいは大きな森の公園を作ってはどうか。	
73	48 最近目にした林業会社による赤松林の伐採を名目にした里山整備に重大な懸念がある。基本方針案では「里山整備」がしきりに謳われているが、非常に危険。里山は本質的に「整備」するものではない（もちろん手入れは必要）。林業従事者らが営む造林帯（営利目的）とは区別して考えるべき。防災という言葉も「整備」の中で謳われているが、根本が間違っている。市民・国民の共有財産でもある里山がその時々所有者や業者の勝手な思惑のみで開発整備されないよう厳重に監視し、里山の姿を健全に維持する、それこそが行政者に課された役割だと考える。森林税は全県民に課されたものであり、これは里山が全県民の共有財産であることの証。その維持に活用する目的税であるはずが、山の持ち主、林業者や開発業者に補助や利益を与えて「里山整備・開発の地ごしらえ」をしやすいようにする基本方針は、里山のあり様を根底から破壊する、全くの逆行行為である。	○里山に関して、森林税を活用して実施する事業は、「防災・減災のための里山整備」と「県民が広く親しめる里山づくり」の事業です。これらは森林と人との関係が希薄になり、手入れが行われず荒廃が進んでいること、県土保全といった森林の防災機能等の低下が危惧されていることから、森林と人との関係を今日的なカタチで取り戻し、保全を図りながら、その恵みを次世代に引き継ぐために取り組むものです。  ○森林税を活用した事業の実施にあたっては、適正な事業規模や手法となるよう、各事業の計画段階からチェックするとともに、技術的な支援も含め、事業効果が十分発揮され、県民の皆様に森林税の効果を実感いただけるよう取り組んでまいります。
49	里山とは、そこに住んできた人々にとってはもとより、日本人にとって何よりも大切なものであった。そのことは今なおあつい想いを込めて歌い継がれている「ふるさと」や「赤とんぼ」といった歌からも分かるであろう。こうした歌で歌い継がれている情景は、長野県がいま、間伐のために「作業道整備や資機材の導入」を謀ろうとしている「里山」なのだ。さらに、里山は、今なお多くの日本人の死生観に深く関わっている場所なのである。長野県は、これからますます、県民から徴収した巨額の「森林税」をばらまいて、人々の心のよりどころであった静かな里山に、ブルドーザーを入れて作業道・林道を開設し、ズタズタにしようとしているのである。これは究極の破壊である。それは、県民の心のよりどころを破壊する暴力だと言っても過言ではない。以上の点から、基本方針案は根本的に誤ったものであり、すみやかに見直されるべきである。	○上記の点に関しては、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」、「6 取組を進めるにあたって」に追記しました。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
50	ゼロカーボンへの取り組みとして植樹は欠かせない。長期的な取り組みが必須であり、次世代の担い手である子供たちと一緒に植樹をして、子供たちの緑への関心を高めていけば、なお良いと考える。	
51	コロナ禍で人との距離が保てるキャンプ人気が高まっている。キャンプ場が整備されれば、観光客も増えるのではないか。こうした景気の活性に繋がる事にも森林税を活用して欲しい。	○森林税を活用し、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上を図るとともに、森林環境教育を含む健康・教育・観光などに森林を活用する「森林サービス産業」の推進に向けて、活動団体への支援や人材育成に取り組んでまいります。
52	学校林や街中の街路樹等の手入れは進んでいるが、特に若者向けの木育などには手が回っていない。	
53	木育として保育園・小学校・中学校・高校・大学と連携し、「植樹活動」や「里山保全」をもっと実践して欲しい。	
54	やまほいく認定園のフィールド整備を引き続き進め、更に増やして欲しい。	○信州で育つ子どもたちが幼児期から豊かな自然に親しむことにより、自然や地域の資源に愛着を育んでいけるよう信州型自然保育（信州やまほいく）を推進しています。今後も引き続き、森林税を活用したフィールド整備を推進してまいりたいと考えています。
55	MTB（マウンテンバイク）は自然を破壊するので反対する。	○森林内におけるMTBの利用に当たっては、今後県が行う里山の利活用のルール・マニュアルづくり等の中で、利用団体等に対しても利用方針の策定等を促すなど、ルールやマナーの遵守が図られる利活用を推進してまいります。

## ○木材利用に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
56	植林して木が育ってもそれを伐採し木材に利用することが今の林業の状況では難しい。育った木を有効に活用できるように木材産業の活性化やそのための環境整備にももっと力を注がないといけないと考える。	○生産された木材が有効に活用されるよう、既存財源を活用しながら、県産材の需要拡大や安定的な供給体制の確立に取り組んでまいります。
57	世界の重要な森林が保護されるように行政も目を光らせるべきだと考える。国内でも県内でも世界の重要な森林環境が保全されるように森林税を使っても良いのではないかと。そして地産地消で県産材が有効活用されるようにして欲しい。	○国内外の森林を保護する観点からも、地域で生産・加工される県産材等の利用が重要であることを普及啓発してまいります。また、多くの県民の皆様が利用する地域の施設等に県産材を利活用することで森林の大切さなどを啓発してまいります。
58	「県産材で家を建てようと思っても地元の木が手に入らない」ようなことが少しでも改善できるような地産地消メニューを設け、森林税事業で出材した丸太については地元で流通させるしくみ（製材工場優遇）にして欲しい。	○地域の木造住宅等で確実に県産材が利活用され、県内の製材工場をはじめとする木材産業が活性化するよう、既存財源を活用しながら、信州健康ゼロエネ住宅の普及促進及び県産材の流通体制の構築等に取り組んでまいります。 ○また、森林税を活用した再生林の加速化にあたっては、林業事業者と製材工場等による地域材安定供給のための協定締結を推奨する取組の一つとして検討してまいります。
75 59	近頃円安で高騰している薪材や低質チップ材についても地元市民が購入し易い「薪ステーション販売」や、企業が設備投資する「チップボイラー」等で広葉樹とチップ材をエネルギー活用し地元へ還元して欲しい。	○里山整備利用地域における地域活動が持続的に進む手法の一つとして、身近な里山資源である薪等が地域で循環利用される仕組みづくりを進めてまいります。 ○木材のカスケード利用によるゼロカーボン社会の実現や地域の森林資源の適切な維持等に向けて、既存財源を活用しながら、チップボイラー等の木質バイオマスの熱利用施設等の整備を促進してまいります。
60	全国で一斉に伐ると木材価格が暴落するのではないかと。	○木材需給の安定化に向けては、需要と供給のバランスをとっていくことが重要であり、木材の供給の増大にあわせて、木造住宅や民間建築物、木質バイオマス等の木材需要の拡大に資する施策及び木材流通の安定化のための仕組みづくりを進めてまいります。
61	森林バイオマスのエネルギー利用は、熱主電従、近隣からの調達、森林計画との整合による持続可能であるが、県内のバイオマス発電は反するので増やすべきではないと考える。	○今後の森林・林業施策の参考とさせていただきます。なお、木質バイオマス発電に関しては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の規定に基づき、資源エネルギー庁の指導の下適切に実施されることを前提に、県としては、木質バイオマス燃料の調達計画に関し、地域の森林資源及び林業・木材産業の状況に応じ、適切かつ持続可能なものとなるよう対応してまいります。
62	「信州健康ゼロエネ住宅」は、断熱一辺倒ではなく、住む人や周辺を考慮に入れ、長く使えることも考慮した上での指針となっているので、普及させることによって林業にも好影響を与えられると考える。	○木造住宅に県産材を利用することは、快適な住空間を提供するだけでなく、地域の林業・木材産業を活性化し、ひいては県民の皆様の暮らしの安全につながる健全な森林づくりやゼロカーボン社会の実現に貢献するものであり、県産材の利用を含め、信州健康ゼロエネ住宅の取組を推進してまいります。

○まちなか緑等に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
63	ゼロカーボンやSDGsといった取り組みには緑は不可欠。ヒートアイランド現象を防止する校庭や園庭の芝生化など、おおいに緑化事業を進め、身近な緑のありがたさを感じられるようにしてほしい。	
64	県では「信州まちなかグリーンインフラ推進」が策定され、まちなかの緑を増やそうとする取り組みが進められている。近隣の保育園の園庭は芝生化され外で子供たちが元気に遊んでおり、砂ぼこりもなく感謝している。近隣住民のメリットは非常に多くあると考える。	
65	「信州まちなかグリーンインフラ推進」への取り組みとして、幼稚園、保育園の園庭芝生化を進めるべき。幼少期から緑に触れることによって、おのずと緑が身近なものと感じ、関心が高まるのではないか。継続的に取り組んでいくためにも、子供たちの関心や興味は必要不可欠だと考える。	
66	幼稚園や保育園の園庭の芝生化の助成制度の創設・木や緑を大切にす啓発活動・街路や駅前の緑化対策など、全庁挙げてグリーンインフラの推進に向けて取り組んで欲しい。	○森林税を活用し、信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備に取り組んでまいります。
67	森林税は多くの県民が森林や緑を身近に感じることに使われるべきだと考える。幼稚園・保育園・小学校・中学校の園庭・校庭といった身近な施設の緑化や維持管理にも活用できるのではないか。特に校庭・園庭の緑化は子供たちのケガの軽減、外で遊ぶ時間の増加、体力向上にも繋がるほか、景観の向上、砂ぼこりの減少、ヒートアイランド現象への対策、温暖化の抑制など子供たちや地域、地球にもメリットがある。	○各施設の芝生化等への支援については、庁内横断的に取り組むグリーンインフラ推進体制の中で検討してまいります。
76 68	ゼロカーボンやSDGsの取り組みにCO2を吸収する緑や木々は不可欠。ヒートアイランド現象を防止するためにも校庭、園庭の芝生化やまちなかの緑をふやす緑化事業に森林税を活用して欲しい。	
69	「やまほいくフィールドや学校林の整備等」と並行し、都市部における校庭園庭の緑化（芝生化）等の緑化の推進が重要ではないか。	
70	これからの長野県を担う子供達に緑の中で逞しく育てて欲しい。森林税の用途として幼稚園・保育園の園庭、小学校・中学校の校庭の芝生化、構内の植樹に活用されれば、子供たちの健全な成長に繋がると考える。ヒートアイランドの対策、CO2の吸収等も期待できる。	
71	まちなかの緑・街路時の整備については、森林の整備、利活用の推進という見地からは、事業対象とすることは疑問に感じる。建設部の通常の対応でよいのではないか。	○今回、森林税を活用して実施する必要性が高い施策の4つの柱のうちの「森や緑、木のぬくもりに親しめる環境づくり」の一つとして、「まちなかの緑・街路樹の整備」に取り組み、より県民の皆様にも身近な場所で緑の恩恵を感じていただけるよう取り組んでまいります。
72	長野県民が森林や緑を大事に思う取り組みにも活用すべき。CO2を吸収する樹木の植栽など緑化事業を進め、身近な緑のありがたさを感じられる様にしてほしい。また、県の施設や学校などにも活用して樹木の持つ機能が大事に思える意識改革につなげて欲しい。	○信州まちなかグリーンインフラ推進計画のアクションプランにおいても県有施設の緑化検討を位置付けております。 ○森林税の普及・啓発の中で、県民の皆様にも森林や緑を大切に思っただけけるような取組が、どのように効果的に実施できるか検討してまいります。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
73	長野県は山岳、高原、里山など緑豊かな県だが、都市に目を向けると緑が非常に少ない。今回の改正でもまちなかの緑化を目指すこの計画の推進に向けて大いに活用されるべきだと考える。	
74	長野県は山岳や高原、里山など緑豊かな県だが、都市に目を向けると、緑が非常に少ないと感じる。森林税を活用して駅前また市街地の緑化を大いに進めて欲しい。	○森林税を活用し、信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備に取り組んでまいります。
75	森林税の活用の基本的な考え方や方向性といったものが、一般の県民に見えにくいと考える。グリーンインフラの中で、森林・林業は中心的な役割を担うものと考えられるが、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」における「信州まちなかみどり宣言」は森林税を財源として取り組むのか。	○まちなかみどり宣言におけるグリーンインフラを「ふやす」、「つかう」、「まもる」ことについても、森林税の活用も含め取り組んでまいります。
76	公共工事等で植栽工事を行った後の管理について、毎年樹木は大きくなるのに管理費は年々減少している。維持管理は労力を使う大変な作業である。せつかく植えた植物を大切に“残す”ことに力を入れて欲しい。	
77	緑化が進んでも維持管理が適切に行われていない施設等がある。維持管理に必要なメンテナンス設備や維持管理の委託費にも活用できると更に効果的だと考える。	○街路樹をはじめとする公共工事で整備した植栽は地域にとって貴重な資源であると認識しています。森林税の活用も含めみどりの効果が最大限発揮されるよう、まちなかの緑・街路樹の整備に取り組んでまいります。
78	街路樹が伐採されるなど緑陰が非常に減少している。「信州まちなか緑宣言」も出されており、街路樹整備にも森林税を活用すべきと考える。	
79	森林税を活用した取り組み案としての区分で「やまほいくフィールドや学校林の整備等」と「まちなかの緑・街路樹の整備」が同区分に括られているが、これらは区分けし、助成制度の確立といった具体的な方針を打ち出してはどうか。	○森林税の活用の方向性の柱の一つとして、「森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり」を示しているところです。それぞれの取組は、基本方針の別紙「森林づくり県民税活用事業」に記載しているとおり、それぞれ具体的な目標値を定めて取り組んでまいります。
80	県道の歩道だが、街路樹があるものの点字ブロックの脇から雑草が生い茂っており、せつかくの風景を台無しにしている。景観を守るための除草にも森林税を利用してもいいのではないかと考える。	○歩道の雑草処理などは、地域の皆さんの協力を得ながら、一般財源等を活用し対応しています。森林税の活用としては、これまで行っている維持管理に要する費用ではなく、森林の持つ多面的機能を維持・増進するための経費に充当させていただいています。ご理解いただきますようお願いいたします。



## ○市町村に対する支援に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
81	既存の造林補助制度では、ヤブ刈りが主体の緩衝帯整備は補助対象とならない。次期森林税では、緩衝帯整備に使い易い制度とされたい。	
82	森林づくり推進支援のメニュー化の見直しを検討して欲しい。メニュー化されることで、事業が採択されなければ、森林の整備が遅れることが予想される。現行通り定額配分での補助事業として続けていただきたい。	
83	ゼロカーボンへの取り組みに樹木には欠かせない。松枯れで荒れてしまった山々の整備、植樹への取り組みに森林税を大いに活用するべき。	
84	松くい虫被害等で枯損後、放置され危険を及ぼす樹木の除去する制度の創設を検討されたい。	
85	松くい虫対策で発生した集積材が大量に放置されたままとなっており、二次災害の危険が増大している。加えて景観上も好ましくないことから、その撤去、更には利活用を可能とする制度の創設を検討されたい。	
86	松枯れ対策（枯れている木、枯れる前に伐採）に力を入れて欲しい。	○森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係等を整理した上で、ライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等伐採、観光地の景観や緩衝帯等の整備、病虫害被害対策（国庫補助事業の対象とならない松くい虫等の病虫害被害木の伐倒駆除、枯損木の利活用、監視など被害初期段階の対策や公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒駆除など）といった地域において必要度の高い事業に再編しました。引き続き市町村と連携し、森林等に関連する地域課題の解決に取り組んでまいります。
87	次期森林税を活用した取組において、ライフライン等保全対策の観光地の景観や緩衝帯の整備で事前対策としての道路の支障木伐採や倒木処理などに活用できるよう要望する。	
88	災害が多発する中、ライフライン等保全対策を拡充する方向で検討されたい。	
89	ライフライン等保全対策の予算額を増やして欲しい。要望が多数あるが、予算が追いついていない。需要が高い事業であるため予算額の見直しを検討されたい。	

○森林環境譲与税との整理や森林税の制度に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
90	表1「森林税と森林環境譲与税の整理」及び図2「森林整備等における森林税と他財源との整理イメージ」で整理されている森林環境譲与税事業は、対象が狭く限定的となっているように感じる。森林税事業で県は何をしようとしているか県民に説明し理解してもらうことが大切である一方、市町村が主体的に実施する森林環境譲与税事業の用途が狭められないよう整理されたい。	○森林環境譲与税の用途については、法律上、森林整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないと規定されており、市町村は法律に基づき地域の実情を踏まえた施策に活用しているところです。
91	森林環境譲与税は、所有者の委任（団地化）、市町村の責務についての担い手育成（管理する自治体職員、及び作業を行う現場職員）、地域の特徴ある樹種（主として広葉樹）の活用、に充てるべきと考える。	○基本方針の「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」における表1及び図2については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするために整理したものであり、森林環境譲与税の用途として記載した内容は森林税事業に関連するもののみとしています。
92	今回提案された事業の必要性・独自性、他の財源活用の可能性が明示されていないので、明記されたい。	○事業の必要性については、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」の前半部分で整理させていただきました。 ○他財源活用のうち一般財源活用の可能性については、「5 今後の森林税のあり方について」の中の「(1) 県の財政状況について」で、森林環境譲与税との関係については、「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」で整理させていただきました。 ○なお、森林税の活用の検討に当たっては、国庫補助や一般財源で既に実施している事業からの置き換えを認めない整理をしているところです。
93	基本方針案のP6で第3期との相違点が示されているが、なぜこのような変更がなされたのか明記されたい。例えば第3期の河畔林整備事業は、実は一般財源でできたのではないか。	○第3期との主な相違点について、基本方針では以下の2つに分けて整理しています。 ○「今後の森林整備等の重要性に鑑み追加する事業」については、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」で整理したとおり、森林の多面的機能を持続的に発揮させるために必要な取組の緊急性、重要性から新たに追加するものです。 ○「これまでの取組の達成状況及び森林環境譲与税との関係等を考慮して見直す事業」については、第3期に緊急的に取り組み、実績が目標に達したことなどから事業を終了するもの（河畔林整備事業、道路への倒木防止事業、自然教育・野外教育推進事業）、新たな財源である森林環境譲与税での対応が可能となったもの（県産材公共サイン整備事業）等であり、いずれも一般財源等のみでは対応が困難であったと考えています。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
94	森林づくり推進支援金で期待されていた財政調整の機能は、第4期で対応する必要はないのか、改めて検討されたい。また、現状の制度を活かすことで、知事の推進する参加型予算の財源とすることも期待できないか、検討されたい。	<p>○森林を多く抱えながらも、総じて人口も少なく財政規模も小さい山間部の町村において、森林づくり支援金は財政調整的な支援の役割を果たしてきたと考えています。今後は、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編しメニュー化して市町村を支援してまいります。</p> <p>○県民の皆様にご負担をお願いする森林税については、それぞれの取組に係る必要量や必要額をお示し、御理解を得ながら取組を進めてまいります。</p>
95	森林税はあくまで時限的な超過課税であることを踏まえた運用をしていただきたい。具体的には、今回提案された用途での補助等がなくなっても、将来的には自立した森林管理や林産物活用等がなされるような体制を整えられたい。	○補助事業の実施にあつては、将来的に自立した活動が行われるような制度設計を図ってまいります。
96	森林税の存続については逆累進課税なので賛成できない。一般財源の中でしっかりと確保すべきと考える。	<p>○個人県民税をはじめとする住民税は、地方公共団体からのサービスの受益に対して応分の御負担をいただくものです。その中で県民税均等割の「地域社会の費用を広く県民が負担する」という性格が、「森林づくりのために必要な費用を県民が等しく負担する」という趣旨に合致することから、森林税については、個人県民税均等割の超過課税という形で御負担いただくものとしたところです。</p> <p>○県財政は、高齢化等による社会保障関係費の増加等により、今後も引き続き厳しい財政状況が継続する見通しです。このため、再造林の加速化といった喫緊の課題に対応していくためにさらに追加的に一般財源を充当していくことは困難な状況にあることから、引き続き県民の皆様の御理解をいただきながら、超過課税での御負担をいただく判断をしたところです。</p>
97	基本方針案P9に県の財政状況に関わる記述があるが、前回の基本方針では一般財源利用は課税前より多かったことが明記されていた。今回の基本方針でも、森林税を課しても充当する一般財源は減っていないことの確認や今後も減らさない立場は明記されたい。	<p>○森林整備を中心とする林務部の予算全体に占める一般財源の割合は、森林税導入前（平成19年度）と第3期最終年（令和4年度）を比べると増加しています。充当する一般財源の額で比較しても増加しており、御負担いただいた森林税とともに、多額の一般財源を充当して森林整備を実施しております。</p> <p>○ご指摘の点を踏まえ、基本方針の「5今後の森林税のあり方について（1）県の財政状況について」に上記内容を明記しました。</p>
98	かつては財源確保のために県内外からの寄附を積極的に求めていくことが明記されていた。現状でも、森林づくりの財源としてふるさと納税等が活用されている。基本方針ではこのことを確認したうえで、今後も財源確保の手段として積極的に活用することを明記されたい。	○基本方針には記載しておりませんが、寄附金等の財源確保については、これまでに引き続き取り組んでいるところです。
99	財源全般では、従来の延長ではなく、持続可能性と「誰もとり残さない」ことを最優先にすべきと考える。	○高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化に伴う県債残高の増加等により、今後の県財政は引き続き厳しい状況が継続する見通しであるため、より一層森林整備等に取り組むためには、一般財源等のみでは困難な状況にあることから、森林税の継続を提案させていただきました。今後も、歳入確保、歳出削減を含む行財政改革の推進に取り組み、持続可能な財政構造の構築を図ってまいります。

○森林税活用の成果、PRに関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
100	長野県において、林業、林産が持続可能な産業として成立するよう、森林がもっと私達の生活に身近に感じられるようにしてほしい。成果が目に見えるようにならなければ（行政の体質が変わらなければ）、県民は徴税に納得できない。	<p>○主伐・再造林の推進や林業就業者の確保といった取組を通じ、成熟した本県の森林資源を循環利用する仕組みを構築し、林業県への飛躍を図ってまいります。</p> <p>○また、森林税を活用し、これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等の皆様が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや整備等を進めるとともに、緑をより身近に感じられるような、まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進してまいります。</p> <p>○こうした成果がより県民の皆様の目に見えるような形で取組を進め、森林税に対して御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
101	県職員などが森林を守ることも大切だが、県民が「じぶんごと」として捉えてもらえるような活動をもっとして欲しい。	○森林づくりの取組については、県のみならず、市町村、林業事業者、森林所有者、県民の皆様、企業の皆様など、多くの方々のご協力が必要と考えています。県としましては、多くの方々に森林の恩恵を感じていただけるような施策を進めることにより、皆様に森林づくりに関わっていただけるような取組を進めていきたいと考えています。
102	森林税及び森林環境譲与税の周知を、両税の違いも含めてもっとして欲しい。徴収された森林税がどのように活用されているか知っている人はどれだけいるか。「知ってもらおう」をもっと進めて欲しい。	○これまで県民会議や地域会議において「みんなで支える森林づくりレポート」として毎年度の取組情報をお示しするとともに、県のホームページへの掲載、SNSでの情報発信や地域情報誌への掲載、イベント開催によるPR、動画共有サイトのインストリーム広告機能を活用したPRを実施するなど、様々な媒体・方法で森林税の認知度の向上に努めてきたところです。一方、この度実施した県民アンケートにおいて、森林税の名称、税額に加え使い道もある程度知っているとの回答が約21%に留まっています。
103	過去の森林税事業の成果、検証等について、成果の見える化が必要。取組事例集を作成し、多くの県民が現場を訪れ、成果を共有できるよう、数値による成果検証だけでなく、質的な検証を。	
104	前回の基本方針と異なり、情報発信に対する記載が限定的。森林・林業に関わる現状と課題、それに関わる県の取り組みについては、ぜひとも積極的かつ分かりやすい情報発信や出張講座の開催等を行って欲しい。	○今後とも、森林環境譲与税との違いなども含めて、取組についての周知、広報の工夫に努めるとともに、広く親しめる里山づくりなど税を活用した取組に多くの県民が参加できるような工夫をしてまいります。
105	森林税の基本方針の広報について、例えば、県内の中学生・高校生を公募し、基本方針の中身について分かり易い冊子を作成してはどうか。市町村をまたいで公募をすれば、若い人たちの横のつながりをつくることができ、メンバー一人ひとりにインフルエンサーになってもらうことができると考える。	
106	次期4期目の森林税事業について“長野県の森林税事業”としての特徴、長野県らしさを捉えるために、県民も含めてみんなが共有できる長野県らしいテーマを定め具体的な施策を検討して欲しい。	○いただいたご意見は非常に重要なものと考えます。今後の施策の推進や森林税の普及啓発の参考とさせていただきます。
107	長野県内のみならず、県外の人とも交流・意見交換などを取り入れて新しい発想や、既存の取り組みの学び合いをしたい。	
108	「みんなで支える森林づくり地域会議」は公募委員がおらずパブコメもない。これでは関心が高まらない。様々な意見が闘わされる場にすべきである。森林と林業への理解を深めるためには、この様な体制を改めるべきと考える。	○地域会議において様々な意見が交わされ、森林税事業のみならず森林・林業への理解が深まる仕組みとなるよう検討してまいります。

○森林税活用事業の制度に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
109	造林制度は年々複雑化しその運用に多大な労力を要している。これに再造林の加速化に関する施策が加わることで、現場に過度の負担がかかることを危惧する。造林制度全体の運用の簡素化等も併せて検討されたい。	○本県には多様な森林があり、それらの持つ多面的な機能を維持・増進させるために様々な造林に係る補助制度を構築しているところです。事業体向け説明会の開催などにより、分かり易い制度運用に努めてまいります。
110	補助金の額により、添付書類の簡略化等を検討していただき、使いやすい制度としてもらいたい。事務の手間は行政だけでなく、団体にもあるため。	○補助金の交付にあっては、実績報告等により、その交付に適う事業内容となっているか、補助要件を満たしているかを判断するための書類を添付していただく必要がありますが、いただいたご意見については、事業構築の際の参考とさせていただきます。
111	里山整備利用地域認定団体の事務局の事務仕事が多いため、事務作業に対する支援、もしくは事務手続き（書類等の整備負担）の簡略化をお願いしたい。	
112	林は樹種・林齢、成立本数・手入れの状況等、多種多様であることから、各地域の実情に沿った対策が実施できるよう、各地域振興局が独自の判断で運用できる地域枠の設定を検討されたい。	○ご指摘のとおり本県は県土が広く、地域ごとに抱える課題は様々であると認識しています。地域振興局独自の判断による運用については、どのような手法が地域にとって適切なのか、研究してまいりたいと考えています。
113	地域ごとの課題については地域振興局の裁量（予算を含む）を増やす、市町村への補助金（特に提案型）を充実させるべきと考える。	
114	負担金ではなく税金であるので、森林づくりを地域で進めている皆さんが広く使えるような制度は続けていただきたい。限定的な予算付けにせず、濃い薄いがあっても良いと思うので、ゼロでなく、薄くても幅広い予算配分とされたい。	○いただいた御意見については、今後の施策を推進するうえで参考とさせていただきます。

○その他の御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
115	森林税を個人の財産（所有山林）の明確化に使うことは難しいかもしれないが、森林所有者の山探しに活用できれば森林整備も進み、森林の活性化につながるのではないか。森林所有者の心が山に向くよう、自分の山が探せるような施策・予算を講じて欲しい。	○森林所有者の皆様、自らの所有森林に目を向けてもらうには、林業経営に適した森林であれば適切な整備により一定の収入が見込める収支モデル等をお示しし、経営管理に対する意欲を持っていただくきっかけにすることも重要と考えます。  ○一方で、経営管理が困難で、所有者もその意向を示さない森林については、森林経営管理制度に基づき市町村が経営管理を担うことも一つの方法です。
116	森林所有者が自分の持っている森林に対し無関心であり、その保全に関わらないことが問題。木が倒れるまで気が付かず、市道沿い等では事故となるケースが多発している。	○森林所有者の皆様にも所有森林に目を向けていただき、森林の適切な管理が行われるよう、関係機関と協力して必要な施策を進めてまいります。
117	災害が起きれば復旧作業を行うが、予防措置には予算を振り向けないのは矛盾している。いわゆる開発行為や車中心の道路事業は止めるべきと考える。	○森林税を活用し、防災・減災のために整備が必要な里山の間伐や、交通・電気・通信等のライフラインを保全するための支障木や危険木の伐採、豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど水害の発生要因となるおそれがある河川沿いの支障木や危険木の伐採といった、災害の予防に資する事業にも引き続き取り組んでまいります。
83 118	「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を廃止すべきである。水資源の確保には、森林生態系の保全、様々な汚染対策、使用量制限、が重要であるが、それを定めた「長野県水環境保全条例」が以前から存在している。一方表記の条例は直接関係しない事項を強調することによって本質を解りにくくしているので廃止すべきと考える。	○長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）は、水資源の保全のため必要な区域を「水資源保全地域」に指定し、その区域内における土地の取引等の事前届出を義務付けることで、土地の取引等による水資源の保全への影響を防ぐことを目的として制定しました。  ○一方、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）における「水道水源保全地区」は、その区域内において一定規模以上の土地の形質変更等を行う場合の事前協議を義務付けることで、開発行為による水道水源への影響を防ぐことを目的としており、両者が相まって本県における水資源の保全を図ることができるものと考えております。
119	当該税金の不正使用があったことから、税金の徴収そのものを一旦やめていただき、本来に税金徴収が必要かどうか、改めて、県民投票を行って決めて欲しい。次回以降は、収められる人だけから徴収していただき、同意していない人から徴収することはやめていただきたい。	○大北森林組合等補助金不適正受給事案については、平成26年12月に県として事案を組織的に把握以降、関係者に対する補助金返還請求や損害賠償請求を行うとともに、関係した県職員の処分等、事案の全体像を踏まえ、これまで厳正に対応してきました。引き続きこのような事案が二度と発生しないよう、職員の意識改革・組織風土の改革・しごと改革によるコンプライアンスの推進を図ってまいります。  ○超過課税については、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、必要な取組を緊急に進めるための財源として御負担をお願いするものです。
120	松くい虫の防除のため一部地域では空中散布を行なっているが、広範囲に殺虫剤をまき散らす方法は生態系や環境に多大な悪影響を及ぼす。松枯れは困るが、薬剤の空中散布は禁止し、それに代わる環境に影響の少ない方法を県は指導すべき。	○空中薬剤散布が必要でかつ地域の理解が得られた箇所について、安全基準を遵守した上で実施するように、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。
121	松枯れ対策でのネオニコチノイド散布は止めるべきと考える。	